

令和2年 第6回定例会

美 瑛 町 議 会 会 議 録

(第1号) 9月17日 開会

美 瑛 町 議 会

# 議 事 日 程 (第 1 号)

令和 2 年第 6 回美瑛町議会定例会

令和 2 年 9 月 1 7 日午前 9 時 3 0 分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 議会運営について (議会運営委員会審査報告)
- 第 3 会期の決定について
- 第 4 一般質問〔青田知史議員・保田 仁議員・野村祐司議員  
中村俱和議員・八木幹男議員・穂積 力議員  
増山和則議員〕

○出席議員（14名）

1番	保田	仁	議員	
2番	坂田	美香	議員	
3番	増山	和則	議員	
4番	濱田	洋一	議員	
5番	大坪	正明	議員	
6番	中村	俱和	議員	
7番	穂積	力	議員	
8番	桑谷	覺	議員	
9番	高田	紀子	議員	
10番	野村	祐司	議員	
11番	青田	知史	議員	
12番	山本	賢一	議員	
13番	八木	幹男	議員	
議長	14番	佐藤	晴観	議員

○欠席議員（なし）

○出席説明員

町	長	角 和 浩 幸 君
副	町 長	池 田 由 行 君
会 計 管 理 者		鈴 木 貴 久 君
総 務 課 長		小 杉 昌 敏 君
まちづくり推進課長		今 瀧 毅 君
移住定住推進室長		高 島 和 浩 君
税 務 課 長		川 合 実智代 君
住 民 生 活 課 長		高 木 比斗志 君
保 健 福 祉 課 長		今 野 聖 貴 君
地域包括支援センター所長		高 崎 史江里 君
子ども・子育て支援室長		檜 山 尚 代 君
商工観光交流課長		栗 原 行 可 君
文化スポーツ課長		平 間 克 哉 君
農 林 課 長		吉 川 智 巳 君
建 設 水 道 課 長		山 下 浩 史 君
水 道 整 備 室 長		長 野 克 哉 君
町立病院事務局長		観 音 太 郎 君
総務課長補佐		鈴 木 誠 君
総務課財政係長		松 岡 歩 君
教 育 長		千 葉 茂 美 君
管 理 課 長		梶 原 祐 治 君
図 書 館 長		山 上 修 司 君
農 業 委 員 会 会 長		只 野 透 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長		富 田 敏 博 君
代 表 監 査 委 員		大 西 宣 充 君

○書記

事務局長 新村 猛 君  
次 長 才 川 育 世 君

---

開会挨拶

---

○議長（佐藤晴観議員） おはようございます。早朝よりご参集をいただきましてありがとうございます。暑い日が続き、昨日暑かったのに今日はこんなストーブたかなきゃいけないなというような天候の変化がですね、非常に体に重くのしかかっておりまして、私日頃から体調気を付けてくださいね、夏バテしないようになって言ったりとかもするんですけども、自分が一番参ってるのかなっていうぐらい調子の悪い日が続いております。皆さまはどうお過ごしでしょうか、変わらないことを願っているところでございます。

今日、定例会初日でございます。一般質問でございます。我々議員の最大の見せ場でもあり、特権でもありますので、悔いのないようにですね、思いの丈をですね、ぶつけていただければと思っておりますが、あくまでも議会ルールに沿った形でよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

---

開会及び開議宣告

---

○議長（佐藤晴観議員） ただいまから、令和2年第6回美瑛町議会定例会を開会します。本日の会議を開きます。ただいまの出席議員は14人であります。

---

美瑛町町民憲章の朗唱

---

○議長（佐藤晴観議員） これから、美瑛町町民憲章の朗唱を行います。傍聴席の皆さまもご起立を願います。

（全員起立して町民憲章の朗唱を行う）

（朗唱文の記載を省略する）

---

招集挨拶

---

○議長（佐藤晴観議員） 角和町長から、本定例会招集の挨拶があります。

（「はい」の声）

角和町長。

（町長 角和 浩幸君 登壇）

○町長（角和浩幸君） 皆さま、おはようございます。令和2年第6回美瑛町議会定例会、議員全員の皆さまのご出席で開催を賜りましたことを心から御礼を申し上げます。また、日頃より町行政に対しましてご指導、またご協力を賜っておりますことを合わせて深く感謝を申し上げる次第でございます。

7年8カ月ぶりに新総理の誕生となり、新しい内閣も発足したところでございます。地方にとりまして、あるいは、この地方自治体にとりまして、今後どのような変化、流れができていくのか注視をしていきたいなと思っております。期待と不安とございますけれども、いずれにしましても町民の皆さまのために、議会の皆さまと私たち行政が力を合わせて取り組んでいく、そして地域の実情の声を国に届け、要望するところを要望し、共に願いを叶えていく、その姿勢は変わらないことと存じます。引き続き、議会議員の皆さまのご指導を賜りながら、共に町民のために汗を流していく決意でございます。どうぞ今後ともよろしくお願い申し上げます。

それでは、今定例会にご提案申し上げます議案の要旨についてご説明を申し上げます。

議案第1号、美瑛町職員の給与に関する条例の一部改正については、人事院規則が改正され、新型コロナウイルス感染症対策に従事した職員に対し、特殊勤務手当を支給する旨規定されたことに伴い、本条例を改正するものです。

議案第2号、令和2年度美瑛町一般会計補正予算（第6号）については、地域内の経済循環と地域コミュニティの醸成を目指す地域通貨導入事業の実施、まちづくり寄附件数の増加に伴う返礼関係費用、新型コロナウイルス緊急包括支援金を活用した各種備品等の整備、中小企業における新しい生活様式実践を支援する中小企業者等振興補助事業及び冬季間の観光客誘致を促進するびえいの観光応援事業の実施、使用料の減免措置により減収となった各会計への繰出金の追加、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となった各種事業費の減並びに地方創生臨時交付金の2次交付による財源の振り替えなどであります。

議案第3号、令和2年度美瑛町老人保健施設事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、多床室を個室に改修する工事請負費の追加であります。

議案第4号、令和2年度美瑛町水力発電事業特別会計補正予算（第1号）については、発電の安定化に向けた取水量確保のための河床整理に係る修繕費の追加であります。

議案第5号、令和2年度美瑛町白金泉源事業特別会計補正予算（第1号）については、新型コロナウイルス感染症の影響により実施した減免措置に伴う泉源使用料の減額及び一般会計繰入金金の追加であります。

議案第6号、令和2年度美瑛町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により実施した減免措置に伴う下水道使用料の減額及び一般

会計繰入金の追加、下水処理場のローター減速機の修繕工事費用の追加などであります。

議案第7号、令和2年度美瑛町水道事業会計補正予算（第3号）については、新型コロナウイルス感染症の影響により実施した減免措置に伴う水道使用料の減額及び一般会計繰入金の追加、落雷により被災した北瑛地区配水流量計復旧工事に係る災害共済金が確定したことに伴う一般会計補助金の追加などがございます。

議案第8号、令和2年度美瑛町立病院事業会計補正予算（第2号）につきましては、新型コロナウイルス感染症等の院内感染を防止するための待機・処置室整備に係る資本的支出の追加及び訪問診療等で活用している町立病院公用車の更新に係る費用の追加などであります。

議案第9号、教育委員会委員の任命について、9月30日で任期満了となります、打本菜保子教育委員会委員の再任について議会の同意をお願いするものであります。

議案第10号、北海道市町村総合事務組合理約の変更について、議案第11号、北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について及び議案第12号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更については、構成団体の変更に伴い規約の変更を要するため、地方自治法の規定に基づき議会の議決をお願いするものです。

議案第13号、指定管理者の指定については、美瑛町障害福祉サービス事業所栄町センターについて指定管理を指定したいので地方自治法の規定により議会の議決をお願いするものです。

認定第1号、令和元年度美瑛町一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第8号、令和元年度美瑛町立病院事業会計決算の認定についてまでの8会計につきましては、監査委員の審査を終了したことから、監査委員の意見を付して決算の認定をお願いするものです。

報告第1号、令和元年度美瑛町健全化判断比率及び資金不足比率については、令和元年度美瑛町健全化判断比率及び公営企業に係る資金不足比率を報告するものです。

報告第2号、債権の放棄につきましては、令和元年度において放棄した債権について報告するものでございます。

以上、議案13件、認定8件、報告2件についてご提案しますので、慎重なるご審議をいただき、お認めいただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。以上です。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名について

---

○議長（佐藤晴観議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第126条の規定によって、1番保田仁議員と13番八木幹男議員を指名します。

---

諸般の報告

---



○議長（佐藤晴観議員） これから、諸般の報告を行います。

議会事務局長。

○事務局長（新村 猛君）

（諸般の報告を省略する）

（報告文の記載を省略する）

○議長（佐藤晴観議員） これで諸般の報告を終わります。

---

### 日程第2 議会運営について

---

○議長（佐藤晴観議員） 日程第2、本定例会の議会運営について、桑谷覚議会運営委員会委員長の報告を求めます。

（「はい」の声）

桑谷議会運営委員会委員長。

（議会運営委員会委員長 桑谷 覚議員 登壇）

○委員長（桑谷 覚議員） おはようございます。朗読をもって報告に代えさせていただきます。

（報告書の朗読を省略する）

よろしく申し上げます。

○議長（佐藤晴観議員） これで議会運営についての報告を終わります。

---

### 日程第3 会期の決定について

---

○議長（佐藤晴観議員） 日程第3、会期の決定の件について議題とします。

おはかりします。本定例会の会期は本日から9月18日までの2日間に決定したいと思います。

ご異議はありませんか。

（「なし」の声）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月18日までの2日間に決定しました。本日の議事日程は議会運営委員会の報告のとおりであります。

---

### 行政報告

---

○議長（佐藤晴観議員） 角和町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。

（「はい」の声）

角和町長。

(町長 角和 浩幸君 登壇)

○町長(角和浩幸君) それでは行政報告を9点申し上げます。お手元に資料を配布と存じます。ご高覧賜りましたら幸いです。

まず1点目でございます。農作物の生育状況について、9月1日現在でございますが、水稻、馬鈴しょ、小豆ともに並、てん菜が良という報告となっております。いずれも順調に推移していると伺っておりますけれども、後にご報告申し上げますが強風によりまして、一部被害も出ていると伺っております。今後の推移を見守るとともに、豊かな出来秋をご祈念を申し上げます。

2点目、令和2年度普通交付税の決定状況についてでございます。表中、左の区分のE欄をご覧ください。交付決定額でございます。44億7,301万6,000円と決定となっております。前年度に比べますと3.5%の増加となっております。要因につきましては次頁の(2)交付税算定における主な制度の見直しの中にも記載をしておりますけれども、地域社会の維持再生に向けた幅広い施策に取り組むために新たに新設された「地域社会再生事業費」により大きく増加となったことなどがプラスの原因となっております。全国等の決定状況につきましては、資料記載のとおりでございますのでご高覧のほどお願いいたします。

3点目、書籍の寄贈についてでございます。寄贈者におかれましては、菊池晴夫様、美馬牛南1丁目にお住まいの写真家であり、有限会社ケイプランの代表者でもございます。寄贈の内容につきましては、書籍「マサルの子育て日記」、写真集でもございますけれども、これを13冊いただいております。受領日につきましては8月25日となっております。いただきました「マサルの子育て日記」でございますけれども、この菊池様のアトリエの周辺に住んだ子育てを行うキタキツネ一家の日常の様子を撮影されたものでして、子どもたちにも読みやすい絵を入れていたり、コメントをつけていたり、心温まる内容となっております。子どもたちの学習や教育のためにという菊池様のご意向もでございます。町内の小中学校と図書館の蔵書として活用させていただきたいと存じます。菊池様、誠にありがとうございました。

4点目でございます。8月7日の暴風についての被害でございます。町道におきましては、被害状況は町道25路線及び公園4か所で倒木等の発生がございました。被害額については40万円となっております。公共施設につきましては、旧美瑛地域農業開発事業所倉庫の屋根及び、道路維持資材庫のシャッターが破損をいたしました。被害額につきましては210万円となっております。農業に対する被害でございますけれども、1件、朗根内地区でハウス6棟のビニールの部全損がございました。こちらの被害額については約100万円となっております。

5点目、町発注工事における人身事故の発生についてでございます。発生日時につきましては

は8月7日午後4時頃、場所は旭町3丁目でございます。事故の様態でございますけれども、地下に設置されている量水器の交換作業中に身動きが取れなくなったということでございます。医療機関に入院されましたが、現在は退院して自宅療養中でございます。この事故を受けまして、町といたしましては業者から事情聴取を行うとともに、現場管理の徹底を図るよう注意をさせていただきました。美瑛町建設工事等入札参加資格者指名停止基準に基づき受注者を令和2年8月22日から令和2年9月4日までの期間、本庁が行う建設工事等に係る指名停止処分としたところでございます。

6点目は、火災の発生についてでございます。日時は8月14日午後4時40分頃中町3丁目でございます。個人住宅において火災が発生し、居間や寝室などおよそ52平方メートルを焼損した事案でございます。家主の方に火事のお見舞いを申し上げますとともに、町からお見舞金もお渡しさせていただいたことをご報告をさせていただきます。

7点目、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う行事の中止につきまして、東京美瑛会総会、11月14日を予定しておりましたけれども、中止となったとの連絡を受けております。

8点目、十勝岳の火山活動状況についてでございますけれども、9月14日午前8時51分頃から10時にかけて火山性微動が3回発生し、火山性地震も増加したところでございます。傾斜変動も観測されましたけれども、噴煙の状況には特段の変化はございませんでした。

対応といたしまして、9月14日に気象台より「火山の状況に関する解説情報」が発表されましたので、この情報と十勝岳の入山に関する注意喚起の張り紙を十勝岳望岳台防災シェルター及び火山砂防情報センターに掲示をいたしました。また、白金温泉街のホテル等に注意喚起を行うとともに、ホームページでも同じ情報を掲載したところでございます。

最後9点目でございますけれども、特別功労者であります、松岡定夫様の御逝去についてでございます。町立病院で入院加療中ございましたけれども9月13日午後3時56分、93歳をもってお亡くなりになりました。松岡様におかれましては、昭和2年1月10日、上富良野町で生まれになり、昭和30年に美瑛町宇水上に入植をされました。昭和47年に美瑛町農業委員会委員に選出後以来10期30年の長きにわたり、農業経営の合理化ですとか、農業者の地位向上など取り組まれ、美瑛町農業振興にご尽力をいただきました。また、農業委員会会長としては昭和50年より6期18年就任され、さらに北海道農業会議会長としても、平成5年より2期6年就任されるなど、本町のみならず、北海道農業全体の振興に向けてもご活躍をされた方でいらっしゃいました。多大なご功績を残されましたそれらの功績につきまして、平成11年9月15日、美瑛町特別功労者に認証されたところでございます。私たちは松岡様の志を引き継ぎまして、まちづくりに邁進をしていきたいと思っております。心からご冥福をお祈り申し上げます。行政報告は以上でございます。

○議長（佐藤晴観議員） これで行政報告を終わります。

---

## 日程第4 一般質問

---

○議長（佐藤晴観議員） 日程第4、一般質問を行います。通告の順番に発言を許します。それでははじめに、11番青田知史議員。

（「はい」の声）

11番青田議員。

（11番 青田 知史議員 登壇）

○11番（青田知史議員） それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告にしたがい、一般質問をさせていただきます。11番青田知史、質問方式、時間制限方式でございます。質問事項1、策定に向けて動き出した自治基本条例について。質問の要旨、令和元年度の町政執行方針において、町長は「みんなで作るまちづくり」のために自治基本条例の制定に向けての検討をするとし、今年度の執行方針でも同条例を制定し、「町民のことを、町民が考え、町民のために行動する。」町民の皆さまが自治の担い手となり、暮らしやすいまちを創るための仕組みづくりに努めると述べられました。その後、6月に今年度の第1回まちづくり委員会が開催され策定のための専門部会が立ち上げられ、7月に第1回自治基本条例（仮称）策定専門部会により、策定に向けて検討が進められている様子が町のホームページに掲載されています。

現在、約400の自治体が制定しているこれらの条例は、平成13年に施行されたニセコ町まちづくり基本条例が先駆けとなり各地で制定が進められました。

何をもって自治基本条例とみなすかという明確な定義はないようですが、制定に取り組みながらも中止となった鎌倉市や山武市、また、小差で否決されたとはいえ議会で自治基本条例廃止案が提案された石垣市のような事例もあり、策定に向けて整理すべき課題や問題点もあると認識しています。町長の公約でもある自治基本条例策定が動き出した今、次の点について伺います。

（1）条例制定の目的と「住み良いまち美瑛をみんなで作る条例」との関係について。

（2）まちづくり委員会の役割と策定の進め方について。

（3）多くの町民の意見に耳を傾け幅広い論議を尽くすための方策について。

質問の相手は町長です。

質問事項2番、マイナンバーカードの普及促進と利活用の考え方について。質問の要旨です。新型コロナウイルスの特別定額給付金の申請や今月初動したマイナポイントにより、改めてマイナンバーカードが注目されているように感じています。このカードは、平成27年10月に国内の全住民に対して付番された12桁の個人番号を用い、本人確認の際の公的な身分証明書として利用でき、また、様々な行政サービスを効率的に受けることができるようになるICカ

ードです。

総務省の資料によると、令和2年8月1日現在の全国の人口に対する交付枚数率は18.2%（約23,247千枚）であり、北海道は15.8%（約840千枚）、そして美瑛町は14.3%（1,438枚）となっています。

令和元年9月3日に開催されたデジタル・ガバメント閣僚会議では、令和5年3月末に「ほとんどの住民がカードを保有する」との目標が掲げられ、また、示された全体スケジュールを踏まえ、市区町村に対しては交付円滑化計画の策定が要請されています。この全市区町村（1,741団体）で策定された計画は、取組状況について毎月フォローアップ調査も実施され、一層の普及促進のために必要不可欠な計画であると認識しています。

美瑛町において、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤であるマイナンバーカードの普及とその利便性の向上を図るために、次の3点について伺います。

（1）交付円滑化計画の進捗状況と普及促進策について。

（2）マイキープラットフォームの活用について。マイキープラットフォームというのは下段に書いてありますが、マイナンバーカードで様々なサービス（公共施設などの様々な利用者カード、各自治体のボランティアポイントなど）を呼び出す共通ツールとして利用するための利用者ID等を格納する情報基盤のことをいいます。

（3）証明書コンビニ交付サービスの導入について。

質問の相手は町長です。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（佐藤晴観議員） 11番議員の質問の答弁を求めます。

（「はい」の声）

角和町長。

（町長 角和 浩幸君 登壇）

○町長（角和浩幸君） 11青田知史議員の2点にわたるご質問に対して、答弁を申し上げます。

まず質問事項1点目、策定に向けて動き出した自治基本条例についての答弁です。自治基本条例は、「自治体運営の基本理念、基本原則等を定めた基本ルール」であるといわれています。平成12年4月に地方分権一括法が施行され、地方分権改革が進展したことにより、住民自治の拡充や住民意思を十分に反映した自治体運営が求められる時代背景から、ニセコ町を始めとして全国の自治体で制定が進められました。

本町では、昨年度より総合計画や基本構想の策定など、まちづくりの重要案件を審議する機関として位置づけられているまちづくり委員会の中で、条例の策定体制や進め方についての協議を行い、委員の皆さまからの御意見を踏まえながら、策定に向けた新たな組織となる「自治基本条例（仮称）策定専門部会」を立ち上げ、ワークショップを中心とした会議を開催しております。

1点目につきましては、町民の皆さまが自治の担い手となり、暮らしやすいまちを創ること、そのために「町民参加」と「情報共有」の仕組みづくりを行い、「みんなでつくるまちづくり」を目指すことを条例制定の目的としています。また、「住み良いまち美瑛をみんなでつくる条例」は、本町における現行の自治基本条例となりますので、策定当時の目的や背景等を十分に理解しながら、少子高齢化や人口減少など地域社会が大きく変わりゆく時代の中、将来を見据えた新たな住民自治を目指し、条例の策定作業を進めなければならないと考えております。

2点目につきましては、前述しましたとおり専門部会が策定作業の中心となりますが、上部組織となるまちづくり委員会や議会へ意見をお伺いするとともに、様々な町民の皆さまの声が反映される条例づくりとなるよう努めてまいります。

3点目につきましては、より多くの町民の皆さまが自らの意見を持ち寄り議論の輪を広げることができるよう、広報紙やSNS等で分かりやすく検討経過をお伝えし、御意見や御質問をお受けするとともに、新型コロナウイルス感染症の状況にもよりますが、先進地視察やフォーラム、町民懇談会等の開催についても検討してまいります。

質問事項2点目、マイナンバーカードの普及促進と利活用の考え方について答弁を申し上げます。住民の利便性向上や行政運営の効率化などを目的として、近年、地方行政のデジタル化が推進されており、その代表的な施策ともいえるマイナンバーカードの導入につきましては、今後の行政運営に大きな役割を果たしていくものと思われまます。

1点目につきましては、本町のマイナンバーカードの月毎の交付目標数を記した「交付円滑化計画」は、昨年10月に策定しており、これに紐づけた交付実績数等を毎月国に報告している状況にあります。

この計画の中で、本町の本年7月末時点の交付目標率は17%と設定しており、それに対する交付実績率は14.6%に留まっている状況にあります。

本町としましては、これまでも広報紙あるいはホームページなどを用いて周知を行ってきたところですが、新型コロナウイルス感染症対策に係る「特別定額給付金」のオンライン申請で活用されたことや今月から開始された「マイナポイント」及び今後運用が予定されております「健康保険証としての活用」などの情報提供を足掛かりとし、普及が推進されるよう、更なる周知と申請に当たっての支援に努めてまいります。

2点目につきましては、マイキープラットフォームは、マイナンバーカードのICチップの空き領域と公的個人認証の部分を活用し、行政の効率化や地域経済の活性化につながる仕組みを格納できる共通情報基盤であり、地方公共団体発行の各種カードの一元化はもとより、地域企業等と連携した自治体ポイントの管理などにも使用することが可能なため、地域経済の循環に資する活用も期待できるものと考えています。本町では、今のところマイキープラットフォームを利用したサービスは運用しておりませんが、他市町村の先進的活用事例などを参考に、

住民サービスの向上につながる活用方法について、今後検討してまいります。

3点目につきましては、証明書コンビニ交付サービスは、マイナンバーカードを用いてコンビニエンスストアで各種証明書を発行することができるサービスであり、北海道全体で179自治体のうち15市6町が導入しております。本町では、システム構築に係る経費が高額であることやマイナンバーカードの普及率が低いことから、現在未導入の状況であります。今後においては、マイナンバーカードの普及状況やコンビニ交付サービスに対するニーズを参考にしながら導入を検討してまいります。以上でございます。

○議長（佐藤晴観議員） 11番議員の再質問を許します。

（「はい」の声）

11番青田議員。

○11番（青田知史議員） 11番青田でございます。自治基本条例についてなんですけれども、町長の公約にも載せられていて、それで策定が動き出したと、そういうようなことで、町民の方もですねいろいろ捉え方があるようですし、私も印象といいますかね、ちょっと思いがあるので、一生懸命勉強してですね、できることなら2・3時間ちょっと町長と色々お話ししたいなあっていうところがあるんですけども残り34分なものですからね、コンパクトにまとめながらお話させていただきたいと思うんですけども。

まずもって、ちょっと唐突な感じがしたのと、先だつての議員協議会の中でもですね、スピードアップを図る、よりそのスピードアップをとというようなことで説明をいただいたんですけども、ちょっと焦りがあるんじゃないのかなっていうそういう風な印象を持っております。令和元年第6回定例会で私町長に宿泊税の導入についてですね、質問させていただいた時に、町長その際の答弁でやはり拙速にならないように進めていくと、そういう答弁をいただいたのを覚えているんですけども、今回のこの自治基本条例についても、やはり多くの町民の皆さんが関係する条例でありますし、また、やはり町の流れをですね変える、そういうような条例、良くも悪くもですね、私は決して住民の皆さんの町政への参加、また、情報の提供というより共有という位置づけと言いますか、それが大事かという風に先だつても担当課長さんから伺いましたが、情報の共有、これ本当に大事だと思うんで、やはりこれから考えていかなきゃならない。ただやはりそのプロセスが本当に大事で、やはりこれをきっかけにですね、広く大きな、大きくっていうよりは、多くの皆さんがまちづくりに関心を持ってもらいながら重層的に、年齢層もそうですし、職種もそうですし、例えば美瑛にお住まいの外国人の方、これちょっと私簡単に作ってみたんですけども、平成24年からやはりこのような形で増えていってます。令和元年の法務省の資料ですけども、やはりあの100名ぐらい88名ですか、の日本国籍以外の方が住民として美瑛町にいますと、そのようなこともありますので、やはりこう色んな、多様性の包摂という言葉もありますけれども、やはり慎重にですね、やっていくことが必要なん

じゃないかと、そういうようなことが思いがあるものですから、まずその辺りのところから角和町長に話を伺いたいと思いますので。

(「はい」の声)

○議長（佐藤晴観議員） 角和町長。

○町長（角和浩幸君） はい、自治基本条例のそのものの考え方、町民参加でまちづくりを行っていきたい、行政と町民との間の関係をもう一度見直して町民の声がより行政に届きやすい、そういう仕組み作り、ルール作りを作るといことが狙いであることは先ほど申した通りでございまして、この部分、理念的なことを多く語ってもお時間経ってしまいますのでその程度に留めますけれども、町民と行政と新しいルール作りに取り組みたいんだという思いでございまして。それにはその前提として、今のままで町民と行政の関係が良いのであろうかという疑問を持っているのはもちろん前提でございまして。より町民の声が届きやすい関係作りを目指してまいります。

唐突ではというお話でございましたけれども、議員からのご質問で指摘いただいております通り、まずは公約として選挙の際に示させていただきまして、それも私としては公約の中でも柱となる項目としてお示しをし、選挙期間中、町民の方にお訴えをし、そして結果をお認めをいただいたという経緯がございまして。公約でございまして、私と町民の皆さまとの約束事であると捉えております。公約の実現に向けて取り組んでいく、そういう姿勢で当初から進めておりました。また、これもご指摘いただいておりますけれども、昨年6月の町政執行方針の中でも述べさせていただきました。今年3月の町政執行方針の中でも同じように検討を開始するということも述べさせていただいております。そして、今年に入りまして実際に議論が始まった時、広報の中で、こういう専門部会の方で話し合いが始まりましたよということもお知らせをさせていただいております。町民の皆さまに私が自治基本条例に向かって取り組みを進めていくということの周知については、唐突であるというご指摘は私は当たらないのかなという風に受けとめております。丁寧にご説明をさせていただいていると考えております。

スピードアップ、焦りではないかというご指摘でございましてけれども、就任以来、1年経ってからの実質的な議論のスタートでございまして、それまでにまちづくり委員会の中で、方向性について議論もいただいております。まちづくり委員会は総合計画等、町の最重要課題についてご検討いただく町民の代表機関であります。しかも、今あります自治基本条例に規定されている、まちづくり委員会、そこで議論をしていただくのが最も相応しいだろうという考えで、まちづくり委員会、そしてその中で専門部会という位置づけで行っていただいているところでもございまして。もちろん、拙速にならないように努めていくのは当然でございましてけれども、宿泊税の時は外的環境があまりにも大きく変わった面もございまして、様々な判断材料もありましたけれども、自治基本条例につきましては、そこまでの外的要因として見直すというところ



には至っていないと考えております。より町民の皆様と行政を近付ける、より意欲的に町民の声が行政に反映される仕組みづくりであるので、拙速にはならないようにはもちろん努めてまいりますけれども、一定のスピード感、一定のスケジュール感を持って、今後も、自治基本条例の制定に向けて取り組んでまいりたいと考えております。もちろん多様性とか、あるいは重層的にというご指摘がございます。今、議論始まっていますのは専門部会でございますけれども、全てがそこで決まる訳でございません。今後、様々な町民各層の方々のご意見を賜りながら、議論を深めてまいりたいと考えているところです。

(「はい」の声)

○議長（佐藤晴観議員） 11番青田議員。

○11番（青田知史議員） 答弁いただきました。拙速にならないようにということで、確かに公約にも載せられて、多くの方が町長に投票されて、それで自治基本条例についての策定が認められて、それで今進められてるっていうことを伺ったんですけど、ただ、あくまでも白紙委任ではなくてですね、現在ある自治基本条例といわれている住みよいまちびえいをみんなで作る条例、その存在もやっぱりあるかと思うんですね。そしてまちづくり委員会の皆さん、本当に見識も高くてですね、まちづくりに対しての情熱も感じて本当にこう、頭が下がる思いで、そのような方が中心となってやっていただくことを大いに結構だと思っておりますが、それ以外のやはり町民の方というのもやっぱりいらっしゃるの、事実です。やはり私が思うのは、あくまでも最終的には議会、地方自治法の96条第1項第1号の条例を設けることと、改廃については議会の議決事項ということですので、それが必ず必要になると、ただそれに至る過程の中で、やはり例えば令和2年4月1日に施行された武蔵野市なんかはやっぱり3年半かかっています。そしてその前に、施行されている令和元年9月24日に施行された岐阜県の海津市っていうところは、実に平成17年からですね、策定委員会を作って、それで進めていって、それで令和元年9月24日施行されたと。

やっぱりそういう風に、13年の長きにわたってやってるところも現実的にあるので、やはりこれをきっかけにですね、町長やっぱり聞いて、訊いて、効いていくというモットーで選挙を戦ってきて、それが今まちづくりに果たして本当にこうやっていく中で、やはりここが肝になってくるのかなと、まちづくりのですね。そういうことが私の思いとしてあります。そして議会軽視じゃないんですけども、執行方針の中で条例制定するとなっても、我々まだ条例を見てないものですから、それについては、やはり目指しているというようなところで留めておいていただいた方が良かったのかなと、ちょっとこれ私の思いですけども。

それで、これがですね、全国の自治基本条例の施行状況で、平成13年のニセコから令和2年の武蔵野市も大体こんな感じなんですよ。392ですね、美瑛町入れたら392になると思うんですけども、美瑛のまちづくり条例は平成15年です。本当にこう全国的にも早かった、

先駆けとなっている訳ですから、その後が続いたのが、美瑛町のみんなで作るまちづくり条例ですね、そのような印象を持っていますが、その中にやはり町民のコメントを募集するだとか、町民集会の規定11条と12条にございます。それを上手く使ってですね、現行の条例を使いながらまちづくりを進めることで、今策定をすることは進めることは大いに結構なんですけども、そういう風な形で広く意見を求めることは町長お考えとしてあるのか、その辺り伺います。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) まず、議会議員の皆さまとの関係で申し上げまして、その執行方針の中での文言、今、手元になくつまびらかに覚えておりませんが、私としましては自治基本条例の策定に向けて取り組んでいきたいという意思の表明でございまして、もちろん、それにつきまして最終的に議会の皆さまのご判断を仰ぐという姿勢であるのは、もし誤解がございましたら解いていただきたいなど、私の意思の表れと受けとめていただきたいとお願いいたします。

そして現行条例との関係でございすけれども、もちろん現行条例、自治基本条例の位置づけとしてございます。既に制定されて、そしてこうしてその条例が施行され、美瑛町政がその後、動いている訳でございすけれども、その中ででも、例えば知らない間に決まっていたとか、いつ、それが動き出したのかとか、あるいは何かについて、物事について町民意見を言っても変わらないのではないかと、そのような町民の方々の意見がございす。何を言いたいかといいますと、つまり現行の自治基本条例ございすけれども、それがその理念どおり機能しているのかどうか、そこに疑問の余地もあるかなと思っておりす。全く新しい全て何か一から作るということではございせんけれども、まず先行条例としてある現在の住みよいまちびえいをみんなで作る条例が上手く機能しているのかどうか、機能していないところがあるならば、どのようにそこを改善し、その理念を生かすようになるのか、あるいは社会情勢が変わってきておりす。人口増に向けて取り組んでおりすけれども、現実、人口減少が続いておりす。条例が制定された時と比べまして、美瑛町内の社会状況が大きく変わってきてございす。それを受けて、今後のまちづくりどのようにあるのか、新しい視点も必要になってこようかなと思っておりす。

そのような様々な観点から、現行条例を基に議論を深めてまいりたいという風に考えておりす。その過程の中で、重ねてですけども、多くの町民の方々、各層の方々のご意見を賜り、そういう機会は当然、設けさせていただきまして、より多くの町民の皆さまの声が反映される議論内容にさせていただきたいと思っております。そして、その結果を最後、もちろん議会議員の皆さまにお示しをして、ご議論いただく、そういう運びにさせていただきたいと現状で考

えているところでございます。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 11番青田議員。

○11番(青田知史議員) 答弁いただきました。自治基本条例、北海道内でしたら179市町村プラス北海道で180、それで現行、令和2年3月末ぐらいまでですね、制定されているところが59、プラス美瑛町のこれ入れたら60になると思います。それで北海道入れたら61、それが条例があるから、まちづくりが上手くいくっていうものではないということをご理解いただけるかと思います。3分の2は条例ない中でまちづくりやってますので、市町村の中ではやっぱり出来てないところ、作ってないということがあると、ただそれでもまちづくりは進んでいると。その辺のところ、あれば良いということではなくて、やはり私作るのも大事なんですけれども、日々のその仕事の中でやっぱり町長がリーダーシップをとって職員の皆さんがですね、生き生きと働いて町民のために働くというその姿勢がやはりこのまずそこにあって、私色んなところを伺ったらやっぱり担当課の課長さんとかも、いや今こんなことやってんだ、あんなことやってんだということですね、決してその町民に背を向けて仕事をやってる人たちばかりでないという風に思ってますので、ですからそれ、あくまでもその条例があるからまちづくりは良く上手くいくっていうことではなくて、過去作られた条例もアクセサリ一条例ですとか、あるだけ条例なんていう風に揶揄されながら、ほとんどこう、あるだけっていう、そういう風な市町村もあるという風に伺ってますので、せっかくやるのであれば本当にこう色んな方から意見を聞いて、繰り返しになりますけれども、やはりその町民コメントですとか、町民集会ですとか、そういうのを有効に使いながらですね、是非とも、作るのが目的ではなくて、あくまでも手段だと思しますので、それできちんと町民の皆さんが参画しながらですね、まちづくり上手くいくように、そのまちづくり条例、自治基本条例をつくる中でですね、例えば、要するに議会に対しても中にも規定があるんですね、議会に対する規定もあるという、そういう基本自治基本条例あります。日吉津村という鳥取県の自治基本条例なんかではですね、村長のローカル・マニフェストをきちんと出して選挙に出なさいだとか、議員選挙の立候補予定者は、自らの政見を示し、具体的に公約するよう努めるものとしますという、そういう条例も設定しているところもあるんです。ですから私やっぱりそれをやることによって、町長が言うその仕組みづくりというのは、多分うまくできるんじゃないかなと思うんですけれども、やはりそれに至る過程のプロセスはくれぐれも重視していただきながら、進めていただきたいという風に思っているところです。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) はい、もちろんそのプロセスの重要性を認識して部会の皆さまの間で今、

スタートしたところでございますけれども、改めて今、青田議員から様々なご指摘、ご心配を賜りました。議論の流れは専門部会の中で、それこそ、そこもお決めいただきながら進められることになろうかなと思っておりますけれども、当然目指すところは町民参加で作っていくまちづくりというところでございますので、その過程の中に多くの町民の方が参加できる集会など、あるいはアンケートなのかもしれませんけれども、部会、あるいは、まちづくり委員会のみならず、多くの町民の意見の方が反映される場が必ずや設けられると思っておりますし、状況を見させていただきながら、私からも、より一層多くの階層の町民の皆さまの声が反映できるように、議論を進めてくださいというお願いも重ねさせていただきながら議論を深めさせていただきたいと考えているところでございます。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 11番青田議員。

○11番(青田知史議員) はい、答弁いただきました。先ほどもですね、議員に関する条例、その公約を示してだとかっていうのは安平町なんかもそうなんですけれども、やはり今回のその自治基本条例、議員もですね、本当にこう皆さん、勉強し始めてますし、勉強してますし、関心高いっていうことでお伝えして、やはり皆勉強しながらですね、やっぱりこう良いもの作っていくっていう、そういう流れ、そしてもっとこう広く意見を聞いてくっていうことですねやっていく必要があるかなということで、繰り返しになりますけれども。

それで別な次の質問に移ります。マイナンバーカードの普及促進についてですね、先だって担当課の方から目標値の資料頂いております。今朝ちょっと来る時にホームページ、総務省の見ましたら、1,500枚、美瑛町の方超えられたということで、9月の国に対して出してる目標が18%ということになってて、現在15.2%の数字になってます。比較的健闘されてるんだろうなという風には思いますし、全て国が言うとおりに計画を定めなきゃならないということでもないし、それに対してのペナルティもないという風に伺ってるので、着地として、確か37.5%ですか、着地として、日本に住む人たち全てがほとんどの方が持つという風なところで、国は100%近いその数値目標を立てているけれども、着地として37.5%で美瑛町の方は出しているのかなという風に理解してますが、この交付円滑化やはりこう色々な事情と言いますかね、考え方によって、進んでいかないそういう事情もございます。ただやはり持つことによって、そういうこうメリットもあるでしょうし、やはり今回、菅内閣が発足してデジタル庁が創設されるようですが、デジタル部門の行政改革が進めます、そういうようなことも報道されているその現状下においてですね、やはりこの計画自体も先ほどの情報共有ではないですが、やはり町民の皆さんにもきちんと知っていただくと。やはりこの持つメリットというのはあるかと思えますし、やはり啓発の仕方についても、やはりやり方、改めてそういうこう体制作りといいますか、そういうことが今後ますます必要になってくるのかなと。菅内閣

の誕生によってですねデジタル庁が出来るだとか、やはりそういう利便性の向上ですとか、そういうようなことで、世の中の大きな流れがまた更にこう進み始めているっていう、そういう印象を持つものですから、ですからこの辺りですね、やはり町としても、果たしてその37.5%の目標で良いのかどうかというところと、合わせてその推進体制についてですね、本当にコロナの関係で大変かとは思いますが、推進体制の事務費等については交付税措置があるという風に伺ってますし、その辺りのところで今後の目標の修正と伺いますか、推進体制のあり方について、今一度伺いたいと思います。

○議長（佐藤晴観議員） 休憩します。

休憩宣告（午前10時25分）

再開宣告（午前10時25分）

○議長（佐藤晴観議員） 再開します。

（「はい」の声）

角和町長。

○町長（角和浩幸君） はい、ご答弁申し上げます。1点目の、先ほどの1問目のご答弁はした方が良いでしょう。はい、マイナンバーカードのご質問でございます。このコロナ禍の中でウィズコロナ、アフターコロナの中でデジタル化というのは、一つの大きなキーワードだと思っておりますし、デジタル庁もその象徴の取り組みの表れだろうと考えております。そういう意味でマイナンバーカードもその一つの具体的な動きとして今後重要視されていくであろうということは間違いないという認識で受けとめております。そういう意味で、より利用の推進を図っていくという訳でございますけれども、まず具体的なその円滑化計画の目標値そのものを変えられるかどうかというのはちょっと検討を今してないので、明確にお答えできないんですけれども、できればその目標値を達成する、そして、その目標値を上回る結果を出していくと、そこに向けて町としても取り組んでいこうという姿勢であることは、議員ご指摘の通りでございますし、まさにそこに向かって努力をしまいたいと考えてございます。デジタル化の中でマイナンバーカードの、どのような物なんだこれは、どのように使えるのかということを町民の皆さまが情報としてまだ足りないというようなこともあろうかと思えます。ご指摘の通りだと思いますので、今後広報などを通じましてマイナンバーカードの理解促進に向けて、深めて進めてまいりたいと考えてございます。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 11番青田議員。

○11番（青田知史議員） 答弁いただきました。総務省の資料等、当然ご覧になっているかと思うんですけれども、ちょっと私興味深いその数値と伺いますかデータ、朝見てきたんですけども、市町村別のそういう交付状況でですね、年齢で5歳ずつの区分設けて、男女別で

集計しているその数字が、表がございました。それで、最もその年齢層、性別で年齢層高いのがですね、100歳以上の男性というのが、人口に対しての交付率39.2%と、そして95歳から99歳が38.4%と、高齢であればあるほど交付率が高いと、女性の場合は70歳から74歳の方が25.2%というようなことでですね、年齢層でいうと今70歳から74歳の区分の方たちが30%弱、そして働き盛りはなかなか交付を受けてないと、10数%に留まっているっていうそんな数字がありまして、やはり忙しくてですね、これ私も持ってますけれども、なかなか手続できないんじゃないのかなって、そういうような印象もありますので、ですから今回総務省の方から出てる通達なんかでも、土曜日曜の、なかなか大変かと思うんですけども、手続の時間等をですね、ちょっと幅広く時間帯を設けるですとか、あるいは土曜日も受け付けできるようにするですとか、そのような工夫なんかも必要なのかなという風には考えております。なかなか大変かと思うんですけど、この辺の事務費も国の方から出るというような話も聞いておりますので、その辺りが可能であればですね、より多くの方が持てるようにと考えているんですけど、その範囲はどうでしょうか。

○議長（佐藤晴観議員） 休憩します。

休憩宣告（午前10時28分）

再開宣告（午前10時29分）

○議長（佐藤晴観議員） 再開します。

（「はい」の声）

角和町長。

○町長（角和浩幸君） より申請しやすい制度ということでございます。オンラインでの申請、議員もちろんお詳しいと思いますけれども、直接窓口ではなくてオンライン申請も出来ますし、様々な手立てもございます。ただ、オンラインで申請した時に、交付する時に、窓口来なければいけないという時、そこにどうするのかという議論はあろうかと思っておりますけれども、国の方で制度整っておりますし、旭川市とも連携した交付の取り組みもしてございますので、そのような制度をまず使っていただいて申請をしていただきたいなという風に考えているところで

○議長（佐藤晴観議員） 11番議員の質問を終わります。

10時45分まで休憩とします。

休憩宣告（午前10時30分）

再開宣告（午前10時45分）

○議長（佐藤晴観議員） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に1番保田仁議員。

（「はい」の声）

1 番保田議員。

(1 番 保田 仁議員 登壇)

○1 番(保田 仁議員) 番号1番、保田仁、質問方式、時間制限方式、質問事項、災害対応を担うなど地域に貢献する建設業の振興について。質問の要旨、本町が発注する公共工事については、土木及び建築を柱として機械電気設備、上下水道・泉源など大規模なものから小規模維持修繕工事まで多種多様な工種があることから、多くの建設業者がその公共工事や他の民間工事を受注して業を営んでおり、そこに多くの雇用が生まれています。その件数は管内の他町村と比較しても、上位に位置する状況にあります。

本町にとっての建設業は、農業や観光業が基幹産業である一方で、住民生活や地域産業の安定した基盤整備を担う産業であるとともに、雇用の創出に欠かせない重要な産業の一つでもあります。

また、災害発生時には道路交通の確保やパトロール、専門技術を駆使した応急措置など、行政との連携により町民の生命と財産を守る役割を担っており、その後の迅速な復旧・復興にも大きな力を発揮しています。

そのような中で、建設業者の間では町の将来計画における事業量の減少による、事業経営の継続に対する不安の声が広がっています。

そこで、将来の公共工事の実施方針と建設業振興に対する町長の考え方について、次の3点を伺います。

(1) 地域強靱化計画の施策プログラムの中で、ハード(土木建築施設・上下水道施設等)部分は耐震化や老朽化対策等、整備の必要性が明確化されているが、そのことが財政運営を含めた現実的な将来年次計画の中でどのように位置付けられているのか。

(2) 移住定住対策の積極的な推進が図られる中、移住者が町内建設業者を使うことでメリットのある、定住住宅取得助成事業の拡充を図る考えについて。

(3) 国は、コロナ収束後の景気浮揚経済対策として、ハード事業である公共投資に重点を置いてくると予想されており、積極的な獲得が重要と考えるが、その情報収集や獲得戦略の考えについて。

質問の相手は町長です。よろしく申し上げます。

○議長(佐藤晴観議員) 1番議員の質問の答弁を求めます。

(「はい」の声)

角和町長。

(町長 角和 浩幸君 登壇)

○町長(角和浩幸君) 1番保田仁議員のご質問にお答えをさせていただきます。1項目でございます。災害対応を担うなど地域に貢献する建設業の振興について。

本町の建設産業は、インフラ整備や補修、維持管理等の担い手であるとともに、町内経済や雇用を支える原動力となっております。

また、近年、日本各地で台風・豪雨などによる大小様々な災害が発生している中で、本町においては平成21年3月に美瑛町建設業協会と「災害における応急対策に関する協定書」を締結し、災害の未然防止や応急対応などにも中心的な役割を果たしていただいているところであり、今後においても、建設業界との情報共有や連携体制の強化により、安全で安心なまちづくりに努めてまいりたいと考えております。

1点目につきましては、美瑛町地域強靱化計画については平成30年3月に町全域における国土強靱化に関する指針として策定したところであり、この計画に記載されたインフラ整備などに関するハード面の施策プログラムについては、毎年度お示しをしている美瑛町財政運営計画の中で、6か年分の普通建設事業年次計画として、必要性・重要性・緊急性などに鑑みて、事業化に向けた位置づけを行っているところです。

2点目につきましては、定住人口の増加を図ることを目的として平成29年7月より実施している「定住住宅取得助成事業」において、事業開始から本年8月までに新築及び中古住宅併せて100件を超える助成を行ってまいりましたが、その内町内建設業者が施工した新築住宅は2件となっております。

このような状況から、町内建設業者を利用した住宅建築の制度上のメリットについて、広報紙やSNS等を活用しながら積極的に周知するとともに、町内経済の循環が図られる助成事業となるよう制度の検討を進めてまいります。

3点目につきましては、今後のハード事業の計画においては、国の経済対策の動向に注視するとともに、北海道開発局や北海道などと連携を図り情報収集に努めつつ、前述した普通建設事業年次計画の見直しも含め、有効な財源を確保した効果的な事業の実施に努めてまいります。以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤晴観議員） 1番議員の再質問を許します。

（「はい」の声）

1番保田議員。

○1番（保田 仁議員） はい、1番保田でございます。平成30年の3月に策定されました地域強靱化計画の中なんですけれども、美瑛の地域強靱化は町民をはじめ事業者など、美瑛町に関わる様々な主体や行政が一丸となって取り組む必要があり、人命の保護、地域の重要な機能の維持、町民財産、公共施設を守る、迅速な復旧復興を基本目標として書いております。また、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な地域社会の構築に向けた関連施策の推進に努めるということで謳われております。力強い理念が掲げられております。そしてまた推進の目標にはですね、大規模災害発生があっても、生活経済活動に必要最低限の電気、ガス、



上下水道、燃料、交通ネットワーク、情報通信網を確保するとともに、これらの迅速かつ円滑な復旧・復興活動を確保することが事前に備えるべき目標として掲げられているというところでございます。本町の自然災害のリスクといたしましては、大規模な地震というのはですね、リスクとしては低いというようなことで活断層も3つ走っていますね、マグニチュード7を超える地震の可能性もあるというようなことで記載をされております。直下型地震もですね想定されていると、そんな風にかかれております。また、火山噴火についてはですね、平成元年の噴火は記憶にしているところでありまして、昭和37年と大正15年には多くの死者を出している。今後もですねそんなことで被害が発生する危険性も多くはらんでいる。風水害については記憶に新しいなと思いますけれども、大体ほぼ5年から10年の周期で大きな被害が出ております。直近ではですね平成28年、それから22年の大雨災害でですね、河川の氾濫によりまして、農地だとか家屋の浸水、それから町道に架かります橋の崩落、水道施設の損壊等による断水などが甚大な被害を受けている。平成28年の災害につきましては、私自身もですね、道路、河川、上下水道などの保守や復興を担う立場でですね、おりました。町職員とですね建設業者の方々がですね、連携をいたしまして、その時はですね、昼夜を問わない懸命な活動でですね、いち早く保全、復旧・復興が図られたというところであり、町内建設業者の担う役割がとても大きいなというところで痛感をしているところでございます。

そこで1点ちょっとお伺いをいたします。地域強靱化計画におけるプログラムについては、財政運営計画の中できちっと位置付けられているとの答弁でありましたけれども、その中で、重要なライフラインであります、上下水道施設の老朽化対策ですとか、耐震化をですね早急に進めると、そういった考えはあるのかということです。その時期とですね、財源をどのように考えているのかというところをお伺いをいたします。またさらに災害機能の強化の観点から言えば、町立病院ですとか、役場周辺については、電力の確保という意味におきまして、災害発生時にはその機能を保持しなきゃいけないということで、電線類をですね、電線の地中化を考える必要があるのではないかと、そういう風に考えているところでありまして、そこら辺のところも含めまして、1点目の質問とさせていただきます。

○議長（佐藤晴観議員） すいません休憩します。

休憩宣告（午前10時56分）

再開宣告（午前10時56分）

○議長（佐藤晴観議員） 再開します。

（「はい」の声）

角和町長。

○町長（角和浩幸君） 各種災害時における、災害だけではございませんけれども、美瑛町の産業経済界にわたる建設業関係の業者の皆さま方のご貢献というのは、日頃より感謝をし、感

じているところでございますし、また災害時における献身的なご協力、本当に地元の事業者さんならではのだなという思いで、災害の時に見つめております。そのためにも事業者さんの健全経営に努めてまいりたいという思いであることは議員と同様でございます。上下水道の水道管老朽化でございますけれども、こちらは今の普通事業計画の中で計画的に進めていく考えでございます。毎年度、この先の事業の内容について精査をしております、財源の係わりもでございますので、スピードアップするのとかかというお問い合わせにつきましては、計画的に今後とも進めてまいりたいと考えている次第でございます。また、電線の地中化につきましては、環境面、景観面からの地中化と、今議員ご指摘の通りの災害面を考慮した時の地中化、両方両面あるうと思っております。災害が多発している現在の状況見ますと、災害時に対応できるよう地中化を進めるというのは一つの大切な考え方であろうと私は思っております。そのための財源につきまして、実は少々調べたりはしております。ただ、手元で調べた限りでいくと、かなり大きな金額となっておりますので、そこに有利な制度があるのかどうか、あるいは地中化に向けた自治体の協議会に美瑛町も加盟しております。そういうような仲間と情報交換、情報共有を含めて、実現に向けての検討を進めてまいりたいと考えているところです。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 1番保田議員。

○1番(保田 仁議員) はい、上下水道については私も担当してましたので、あれなんですけれども、結構財源もかかりますし、なかなか補助事業とかも難しいのかなと思いますけれども、老朽化も4、50年経っている環境、それから、配水管、給水管なんかもありますので、早めにですね財源を見つけて、老朽化対策、耐震化対策をですね、進めていただければなという風に思っております。

2点目についてですけれども、全国的に移住定住対策に力を入れている市町村が増えているというところで、美瑛町が際立つ施策としてですね住宅取得助成制度が有効であると考えているところでもありますけれども、数日前の新聞でもですね、確か当麻町だったと思いますけれども、住宅取得助成にですね、優遇措置を拡大するというような記事も出ておりましたですね、そういったところの施策をですね、強く進めているという自治体もかなり多くなっていると思います。先ほどの町長の答弁でですね、町内経済のですね循環が図られる助成事業となるよう制度の検討を進めるとのことでありまして期待しているところでもありますけれども、町長が目指すですね、制度の改正のですね、内容ですとか、それからその時期をですね、いつぐらいに考えているのかというところをお聞きしたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 住宅取得制度につきましては、建設・建築事業者さんへのご支援という

面と移住定住を進めていくという様々な面を合わせ持った事業であろうと思っておりますし、一つの事業で複数の効果を発揮できる貴重な事業であろうと考えております。町内事業者さんが広告で私たちの住宅取得制度の趣旨を出していただいたことがございました。こういう制度が美瑛町にありますよということを、事業者さんとして、広告で折り込みで出してもらったのを見て私は素晴らしい取り組みをしていただいたなという風に関係者の方に感謝したところですけれども、まさに行政と事業者一体となって、今後も取り進めてまいりたいと考えております。施策制度につきましては、近隣各自治体も行い始めております。そして、先ほどの答弁申しましたけれども、実績としては少ない面がございますので、制度に何か足りない部分がある、不備がある、使い勝手の悪い部分があるのかなということを認識しているところでございまして、来年度の事業を精査していく中で、改善が図られるならば、より使いやすい、より利用していただけるような事業になるように検討して、次年度に向けて中身を精査してまいりたいと考えております。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 1番保田議員。

○1番(保田 仁議員) 来年度に向けてですね検討していただけるというところで、担当部署も一元化されてるということで、より濃いですね、内容にしていきたいなど、そんな風に思っております。

続きまして3点目についてですが、コロナ収束後につきましてはですね、公共投資、国はですね、国の公共投資ですとか、地方の公共投資の支援なんかもですね重点的に行うというところで国交大臣なんかも談話を発表しているところでありますけれども、また、つい先だっこの新聞でですね、過疎地域自立促進特別措置法ですか、いわゆる過疎対策法については、3月末で期限切れという想定だったんですけれども、4月以降もですね新しい新過疎法が施行されるという見通しになっているようでございます。内容としましてはですね、新聞の中身なんですけれども、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、東京一極集中是正と地方分散の受け皿となる過疎地域の役割を重視するということで、遠隔医療ですとか遠隔教育、テレワークの推進、企業移転による雇用の創出などを重点分野とするというところで財政支援をします。それから、自然豊かな安らぎのあるライフスタイルを持つ過疎地の持続的発展を新たな理念とするというところで、支援の重点分野は移住促進や交通手段の確保、先端技術を活用した農林水産業の自動化などというところの法案の内容が謳われてますけれども、こういった移住促進ですとか、農林水産業振興を絡めた公共事業としまして、建築物ですとか農地、道路、橋梁、河川等のハード整備につきまして、美瑛町の景観を生かしたですね、独自の新たな構想をいち早く練っておきまして、国や道に働きかけるということで国の予算をですね有利に獲得できるチャンスがですね巡ってくるのではないかなと、そんな風に今考えているところでありますけれども、そ

ういった計画構想を事前にですね、町長の考えも含めながらですね、考えていくことに対してですね、町長の考えをお伺いをいたします。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 今後の新過疎法のみならずでございますけれども、コロナ禍の後の社会というのは様々不安もありますし期待もありますけれども、一つの期待としましては、東京の一極集中から地域、ローカル地方が見直され、価値感が変わり、私共のような地域に目を向けられる大きなチャンスになるのではないかなと捉えております。チャンスになるのであれば、いち早く、そこに手をつけて大きなチャンス、より大きなチャンスをものにしていきたいという姿勢でございます。移住定住もちろん進めてまいりますし、今も専門の室を作りまして、活発な活動をしているところでございますけれども、その中で、どうしても発想としては移住者を呼び込む、来ていただくということのどちらかという発想はソフトの方に我々あったのかなということを今、議員のお話をお伺いして思ったところでございます。移住していただく面での道路橋梁、ハード部門インフラ部門の整備のあり方という視点も大事にしながら、今後移住計画を立てていく中で、そのインフラ、ハード部門につきましても、深く考慮して進めていきたいと考えております。情報通信網というのは割と念頭にやはり起きやすいですし、発想も行くんですけれども、多くの方が住みやすいという風を感じていただくにはやはり道路橋梁という面も重要だろうという風を感じております。全体の移住計画定住計画の中で、重要な視点として取り入れてまいりたいと考えております。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 1番保田議員。

○1番(保田 仁議員) はい、移住定住対策についてもですね、土木建築事業とですね絡めた中で、そういった公共事業を国から持ってくるというような形でいけばですね、美瑛町の景観と移住定住を絡めた中の事業を展開するっていいですか、構想を練るってことは大変重要なことだと思います。新しい事業を作ることが重要なのかっていうとですね、お金もかかることですし、なかなか判断に苦しむところがあると思いますけれども、やはりいろいろ建設産業についても重要な産業でございますので、こころも考慮に入れながらですね、新しい事業を作っていただきたいなという風に思っているところであります。

それからですね強靱化計画の関係でですね、1点ちょっとお伺いをいたします。暴風雪ですとか豪雪により、交通途絶の危険性などですね、防災の観点から除雪体制はですね、強化の必要も重点課題として指摘をされているというところで、北海道としての大きな課題になりますけれども、除雪を担う建設業者の不足ですとか、重機のオペレーターの不足が問題になっている状況でございます。今のところ町内においてはですね、担当する業者さんがですね、やりく

りをされていて、何とか日常の生活ができています、日常の除雪はですね、できてると思いますがけれども、近い将来ですね、不足の問題がね、浮上してくるということは予想できるかなと思っております。こういったですねオペレーターさんですとか、除雪業者さんの不足についてですね、何か対策を検討するというのもですね早急にしていかなければならないと思っておりますが、町長の考えをお伺いをいたします。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) はい、建設産業のみならず町内、町内だけではございません、働き手、担い手の不足というのはもう社会的な問題になっているのは、ご承知の通りでございます。幸いな事に現在、町内の建設業者の方々の中では、議員ご指摘の通り充足をしているという風にも聞いておりますけれども、このまま安泰であるとは限られておりません。例えば農業分野、あるいは福祉分野での労働力担い手不足の指摘をされているところでございます。あらゆる産業がどのような今現状にあるのか、担い手の関係、雇用の関係からどのような状態にあるのかを調べているところでございます。具体的には各産業別に一体担い手としてどのぐらいの方が必要なのか、あるいは現在どのぐらいの方が足りていない、人手不足になっているのかというようなところを聞き取りをさせていただいておりますけれども、そのような結果を受けて、ではどのように、どうしていけば担い手として美瑛町に来ていただけるのか、働いていただけるのかということを考えてまいりたいと思っております。それは住宅の面なのか、待遇の面なのか、様々な要素が考えられます。どこの面を手当てしていくことによって、働き手を確保させていただくことができるのかということを経験の調査を踏まえた上で、さらに検討を進めてまいりたいと考えております。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 1番保田議員。

○1番(保田 仁議員) はい、そうですね、あらゆる産業を含めた中でですね担い手の確保を検討していきたいというところで、いろいろ各業界の方といろいろお話をさせていただいてですね、既にもうしてるかとは思いますが、そこら辺も含めてですね、除雪体制も考えながら議論をしていただきたいなど、そんな風に思います。そういったことでですね、人手不足が深刻化して、除雪体制のですね、人手不足が深刻化していきますとですね、少ない機械で効率よく作業に当たるというようなことが求められると思います。高性能な大型の機械が必要になってくるというようなニーズも高まってきます。ご承知のようにですね広大な本町においてはですね、道路もいち早く除雪するためには、かなりスピーディーな作業が必要で大型の高性能な機械なんかも頼らなければならないというようなことになります。その大型機械の購入ですとか維持への負担もですね、除雪業者さんの中でかなり大きくなっていきますので、そこら辺

も考慮に入れながらですね、委託経費の見直しですとか、除雪業者さんへのですね、対応機械の増強ですとか、そういったことも含めてですね、除雪体制のあり方を検討していただきたいなど、そんな風に思っております。

最後にですね公共工事を推進することにつきましてですね、全体的にですね、地域の産業と雇用を守ることが重要なことだという風に思いますけれども、町民の財産ですとか命を守る上で、大変重要なことだと思います。ともすればですね、無駄な事業ですとか箱物行政だとか揶揄されることが多い中でですね、今後ですね町長のですね、町内建設産業をどのようにですね進行していくかと、同時に、そこに働くですね方々の雇用をですね、どのように守っていくかと、そんなことをですね、全体的に大きな枠組みの中でですね、再度ですね、お伺いをしたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) はい、前段の除雪体制の強化につきましても、除雪、美瑛町の北海道の宿命であろうと思っております。暮らしやすい住みやすいまちづくりのためにも除雪体制の拡充に努めてまいりたいと考えております。そして大きな全般にわたる話でございますけれども、ちょっと数字を、私も根拠に基づいてお話ししたいなと思って数字を探したんですけれども、なかなか新しい数字がなくてですね、手元には環境省が出してます美瑛町の地域経済循環分析という統計結果がございまして、ただ2013年の通知を基にしているものでございます。そのまとめによりますと、美瑛町内で生産額が最も大きい産業は建設業であり、210億円となっている、次いで、農業、公共サービス、対個人サービスの生産額があるということの結果が出ておりましたり、あるいは付加価値額が最も大きい産業も、こちらも建設業で100億円ある、次いで農業、公共サービス、公務の付加価値という順になっているという客観的な数字もデータもございます。一番、美瑛町の産業界の中で大きな柱としての役割を果たしていただいている、大変重要な産業、業界業種であるという認識でございます。冒頭からのお話でありました通りに、産業面、経済面へのご貢献だけではなくて、災害時への対応のことも含め、幅広い町民生活全般にわたるご貢献を考えた時に、今後も美瑛町産業を支えていただける大きな一つの柱であるという認識でございます。美瑛町といたしましても、産業のご支援をさせていただきながら、共に美瑛町の発展のために尽くしてまいりたいなという思いでございます。

○議長(佐藤晴観議員) 1番議員の質問を終わります。

次に10番野村祐司議員。

(「はい」の声)

10番野村議員。

(10番 野村 祐司議員 登壇)

○10番（野村祐司議員） 10番、野村祐司、質問方式、時間制限方式、質問事項、農業由来の廃プラ処理に係る生産者負担の軽減について。質問の要旨、美瑛町の主力産業の一つである令和元年度の区域内農業生産額は、約128億円で地域経済の屋台骨を支え、農業生産の浮沈が町の活性を大きく左右する現状にあります。ここに来て美瑛町の生産支援が功を奏し、トマトを中心とした施設野菜の作付面積は44ヘクタールと道内屈指の生産面積を有し、生産者所得増につながっています。

しかしながら悩ましい問題として、農業生産施設の増加と並行し、廃プラスチックの処理に課題を残しており、その種類も農業用ビニールや農薬容器、肥料空袋など多岐にわたります。

農林水産省は農業由来の廃プラスチックについて、排出事業者である農業者は一般に零細で発生地域が分散していることから、「園芸用使用済プラスチックの適正処理に関する基本方針」に基づき、行政機関及び農業者団体が関与して適正処理を推進することとしています。

当町においても、町や農業関係機関などで構成する「町農業用プラスチック適正処理対策協議会」で処理をしているものの、国の姿勢は地方や生産者に最後の処理を押し付けるような形になっています。これまで、かろうじて美瑛町内の処理業者によって資源化が図られてきましたが、中国政府のリサイクル施設での環境汚染等を受け、平成29年末に廃プラスチックの輸入を禁止したことから、国内での処理を余儀なくされ、処理費用は生産者負担を一挙に3倍近くに押し上げる現状にあります。

町行政は、これまで生産者負担を軽減する処置を講じてきましたが、この問題は経費負担に加え、今後、地方や個人での解決には限度があると考えますが、次の点について伺います。

- (1) 令和3年度以降の生産者負担軽減化について。
- (2) 持続可能な国内循環モデルの調査、開発、普及の国への働きかけについて。
- (3) 近郊自治体との連携による適正処理の推進について。

質問の相手は町長でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤晴観議員） 10番議員の質問の答弁を求めます。

（「はい」の声）

角和町長。

（町長 角和 浩幸君 登壇）

○町長（角和浩幸君） 10番野村祐司議員のご質問1点、農業由来の廃プラ処理に係る生産者負担の軽減について答弁を申し上げます。

本町における農業由来の廃プラスチックについては、令和元年度で約292トンが排出され、その処理費用は636万円に至り、生産者への支援策として美瑛町中山間農業振興事業及び美瑛町農業協同組合が3分の2を負担していることから、生産者の負担は3分の1となっています。

本年度におきましても同様の支援を継続しておりますが、議員御指摘のとおり中国における廃プラスチックの輸入禁止の影響による町内産廃事業者の撤退に伴い、町外事業者への処理委託を余儀なくされたことから処理環境はひっ迫し、処理費用は予算ベースで1,485万円と従前の倍以上となったため、激変緩和措置として美瑛町中山間農業振興事業において増加分を上乗せ負担するなど、生産者の負担軽減を図っているところであります。

1点目につきましては、令和3年度以降も処理費用の3者による負担を継続するとともに、廃プラスチック排出抑制のすう勢から生分解性マルチ利用の推進や、より安価な処理業者への変更による処理費用の抑制を図り、更なる生産者負担の軽減に努めてまいります。

2点目につきましては、現在、農林水産省補助事業では、廃プラスチック排出抑制循環利用や生分解性マルチ耐久性強度の技術実証などに留まっており、国内循環モデルの実用・普及には時間を要すると思われれます。全国での取組事例を参考に、本町と同じ状況の自治体と情報共有をするとともに、北海道農業用廃プラスチック適正処理対策協議会とも連携を図り、国や北海道に対して支援強化に向けた協議を進めてまいりたいと考えております。

3点目につきましては、農業分野において生産資材としてのプラスチック製品は必要不可欠となっており、今後とも廃プラスチックを資源として適切に循環させるとともに、東川町、東神楽町、美瑛町による一部事務組合を構成する3町の農政事務担当者が連携し、大雪清掃組合で運営しております中間焼却処理施設において、環境省の通知に基づく緊急避難措置としての受入処理の可能性を検討するなど、多方面にわたって農業用廃プラスチックの適正な処理に向けた取り組みを進めてまいります。以上でございます。

○議長（佐藤晴観議員） 10番議員の再質問を許します。

（「はい」の声）

10番野村議員。

○10番（野村祐司議員） 10番野村です。通告書にもあるんですが、この廃プラスチックっていうのは、本当調べてみたらたくさんあって、ご案内の他にラッピングフィルムとかね、それから水稻の育苗箱だとか、コンテナだとか、馬鈴薯のフレコンバックだとか、それからマルハナバチの飼育箱だとか多岐にわたって、これがコスト低減にはなってるんですけど、基本的には今はもう使用者というか地方任せなんだけど、基本的には製造者責任っていうのが基本的には私はそういうところに辿り着くべきだと思っております。現状は地方や消費者任せというのが現状であります。ご案内のように令和元年度は本当に292トンでありまして、その前の年が316トン、その前の年が335トンと、これは実は町というか農協もそうなんですけど、生産振興してるトマトとか高収益作物の面積と実は1年遅れだけど符合してるんですね。そんなことから、非常に生産振興すればするほど悩ましい問題になってきているというところであります。



1点町長にお伺いしたいのは、やっぱりこういうところ終末処理っていうのは本当に悩ましい問題の一つでありまして、町長の知見のあるところでよろしいんですけど、この市町村1町あるいは消費者オンリーだけでは難しい問題であると、まず入り口論として、町長この辺の廃プラ、あるいは終末処理といいますか、この処理の問題についてどのようなお考えをお持ちか、まずお伺いをさせていただきます。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 今野村議員ご指摘の通り、現在の農業にありましては、プラスチック製品、多様、多方面で使用されておりまして、その処理というのは必ず出てくる問題でございます。一般論でありますけれども、その終末処理のあり方につきましては、これまでは産廃処理事業者がその地域にあれば、そこをお願いする、なければ広域での取り組みになろうかと思っております。ただ、議員ご指摘の通り、かなりの量の廃プラスチックが農業生産現場から出てまいります。1町単位で対処できるかどうか、このままそれが続けられるかということ、かなり疑問でございます。国全体として処理方法、処理について検討してもらうような形も必要であろうと思いますし、また、現場の各生産者から出るものを日々処理をしていかなければなりません。そこにつきましては、自治体、そして、近隣自治体広域の取り組みの中で協力体制を組みながらでないと1町村だけの取り組みではいずれ限度がある、既に限度があるのではないかなという一般的な認識を持っているところでございます。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 10番野村議員。

○10番(野村祐司議員) 次に廃プラの抑制処置ということでご答弁をいただいておりますけど、令和2年度の中山間の予算は本当に緊急措置的な部分で、概ね300トンキロ当たり20円で処理をして600万が予算として見てたんですが、これが緊急避難的なことになりましたけど、この20円の処理が49円50銭、50円近くなってしまったっていうような現状であります。これは後でまた質問させていただきますけど、どうしてもこれは抑制するというのは私は必要だと思っております。答弁書の中に廃プラの排出抑制として、生分解性マルチ利用の推進、これ載せておりますけど、いわゆるその、土に置いたら腐るようなマルチを開発するんだよっていう、実はこれ、大きな処理の量の減少にはならないんですね。かえって生産者としてはコストの高いマルチを使わなきゃならんというようなことになっておりまして、この部分については私は現実的にはないと考えてるんですが、この辺の生分解性マルチの推進っていう部分は文言としては非常にきれいなんですけど、現実味が帯びてないという部分ではどのようなお考えをお持ちか、これまたお伺いをいたします。

(「はい」の声)

○議長（佐藤晴観議員） 角和町長。

○町長（角和浩幸君） 生分解性マルチでも恐らく議員ご指摘でございますけれども、農業生産現場では使用が普及図られてきているのではないかなという認識ではおります。そのまま分解しますので、土の中に鋤き込むことができますので、廃プラの排出抑制という意味では一定の効果はある取り組みになるかなという風には思っております。ただ、ご指摘の通り、価格面で確かに高価なんですよね。生産者の負担としては廃プラを出して処理していく、それに係る費用と、生分解性マルチの購入費の増額分を比較考慮した時に、どちらの方が経済的にメリットがあるのかということは当然、経営者としては判断する訳でございます。そこまで含めて廃プラの抑制になっているのかと尋ねられますと、各農家さんのその比較考慮の話なのかなと思っております。ただ、環境面から言いましても、生分解性マルチにつきましては有用であろうと思っておりますので、こちらも自治体としてどうこうという訳ではございませんけれども各事業者さん、生産業者さん、そして生産者の考え方でございますけれども、より普及が図られていけば良い、購入しやすい価格帯での普及が図られていけば良いなという希望を持っているところでございます。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 10番野村議員。

○10番（野村祐司議員） 費用負担軽減策として、答弁でもう一つ出てるのが安価な処理業者への変更という風に載っておりますが、今回、20円が49円50銭になったのは、安価な処理業者が見つからなかったからこんなようなことになったという現実があります。それで、この変更はね、私具体的にはね難しいと思うんですよ。これは本当に、答弁にこうやって出てるんですけど、安価な処理業者が見つけれられる目論見があるのかどうか、現実には私聞いてるところではもう業者は自治体や団体の言いなりで、排出量出さなきゃならんからもう言いなりに従ったって話も聞いておりますけど、この安価な処理業者は非常に私難しいと思うんですが、この辺の現実性についてお伺いをいたします。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 角和町長。

○町長（角和浩幸君） 現実の美瑛町内の状況を見た場合でも、ご指摘の通り、中国による輸入禁止によりまして、商品が高騰する等々ございまして、まず業者さん自体が廃業してしまう、事業者自体がなくなっていくというのが現状でございます。そして、少し遠いところ、これまでより離れたところにある事業者に搬入しようとしても、各生産者が運び込まなければなりませんので、時間コストを考えた時に、生産者への負担がより一層重くのしかかってしまっている、そういう現状でございます。ご指摘の通り、安価な修理業者がここでございます、ここを使ってくださいという状況でないことは、正直申しまして、ご指摘の通りでございます。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 10番野村議員。

○10番(野村祐司議員) 農業団体も自治体も含めて安価な処理業者、連携して見つけてもらいたいと思ってるんですが、双方の費用分担軽減というか、どうしても3分の1ルールに私なると思うんですね、生産者、農業団体、自治体という風に。この辺が分母が大きくなればなるほど負担が大きくなってきますのでこの辺の、そんなどうなるか先は分かりませんが、今49円が60円なる70円なるなんていう時代があった場合に、緊急措置としてまた対応していただけるのかとか、その意気込みがあるかどうか、この辺、確認できる範囲でさせていただければと思います。よろしくお願いします。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 農業振興をという観点ですとか、あるいは既に負担されている部分が急激に上がる激変の緩和という観点、様々な観点から、ご支援策というのは検討に値するだろうとは思っております。ただ、実際に今後、価格変動がどのぐらいになっていくのかを見据えた上でないと具体的な額あるいは支援内容については、今申し上げることもできませんけれども、いずれかの支援というのはこれまでもしておりますし、今後も必要であるという認識でございます。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 10番野村議員。

○10番(野村祐司議員) それでは3番目の近郊自治体との連携っていうところでお伺いさせていただきますが、この答弁書の中では、大雪清掃組合運営の中間焼却処理施設といたしますか、国の指導で受入の可能性の検討をするんだという風に私どもから見れば非常に前向きな感じがいたしますか、前進的な回答をいただきました。この受入の可能性の検討というのは、どのような検討をするのか、もう焼却をするんだというところの具体性をもって検討できるのかどうか、その伸びしろはあるのかどうか、この辺をお伺いしますが、一つお願いいたします。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 焼却処理の具体的、具体化制、具現性だっというご指摘だと思います。これまで今、質問をいただきました通り、従来の方法の処理では、将来的には分かりませんが、現段階、本当に来年どうするんだ、今年どうするんだという状況にありまして、どこに廃プラの処理を依頼していくのかというのも難しい状況でございます。そのような中で、令和元年5月20日付けで環境省の通知がございます。廃プラスチック類等に係る処理の円滑化についてという内容でございます。地方自治法に基づく技術的な助言であると書いておりま

す。その中身によりますと、ごみ焼却施設を保有する市町村においては、今般の状況に鑑み、当該施設において緊急避難措置として必要な間、産業廃棄物に該当する廃プラスチック類を受け入れて処理することについて、積極的に検討されたいという内容でございます。つまり、リサイクルが非常に難しい状況になってるので、緊急避難として燃やしても良いですよ、それを積極的に進めてくださいという内容の環境省の通知がございます。これを受けまして、美瑛、東川、東神楽3町の農政の方の担当事務官の方で事務者の方でアンケート調査等を行ってございます。そして、農業分野の担当者としましては、しらかば清掃センターで焼却処理するということについては望ましい、望ましいというか、そういう方向であればありがたいというような回答を得ているところでございます。その回答を受けまして、検討をさらに深めているところでございますけれども、ただ一方で、処理施設の方の問題がどのようになっているか、農業分野からの視点でいきますと、廃プラ処理として、非常に利にかなった体制であるけれども、清掃センターの方の問題といたしましては、炉への影響ですとか、環境への影響、さまざま今後検討しなければならない課題が残っております。その兼ね合いの問題でございまして、また、大雪清掃組合につきましては3町での構成となっておりますので、より密接に3町との連携を深めながら検討をしていく、そういう段階にあるという風に考えております。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 10番野村議員。

○10番(野村祐司議員) 出す方は安くなるから出せというお互いの言い分がありますので、それは出す方と、それから燃やす方っていうか処分する方と、色々な悩ましい問題はあると思いますので、一方的にとは私申し上げませんが、やはり焼却というのが可能だという風に私聞いておりますので、焼却が可能かどうかという前提で処理をお願いしたいなと個人的には思っております。それはどういうことかと言いますと、近郊の中央部8町の中で、結構安く処理をしてるところあるんですね、考え方によっては宗谷線も含めて、この処理の問題については色々ばらつきがあると、それから苦小牧に持ってったり色々な処理をしてるんですけど、これも各市町村によって本当にばらばらで、私美瑛町は高い方だという風に聞いておりますけど、一見それは解決策には向かわないと思いますので、難しい問題あると思うんですけど、やはり町内処理が可能なのであれば、それはそれでどうか検討いただければと思っております。そのようなことで、地域内処理、前向きに検討できるかどうか、その辺の検討協議を行っていただきたいということを前提にして、私の質問を終わります。以上です。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 町内処理で、その処理方法は別としましても先ほど申しましたけれども、廃プラに関しましては基本的には生産者が運び込まなければいけないという現状がございま

す。そこの負担を軽減するというためには、なるべく近いところで処理が図られる、その体制を整えていくということが大切だろうという風に、処理方法は別として、一般論としてそういう風に認識をしております。その上でしらかば清掃センターでございますけれども、環境省の通知が一つの根拠でございますけれども、緊急避難的にと、将来的に恒常的にじゃないんだよというところが重点だと思います。緊急避難的に焼却処理をしても良いという観点、しかし一方で、実際にしらかば清掃センターで焼却しようと思いますと、今申しました、炉の性能の問題、環境への負荷の問題、さまざま検証しなければならない問題もございますし、条例ですとか基本計画の変更なども必要になってまいります。科学的技術的に可能だということだけでも進める訳にはいきません。様々な面がございますので、しらかば清掃センターも一つの処理方法の選択肢としては検討をしておりますけれども、現段階では様々な要素をさらに加味して精査していかなければならないのかなという風に思っております。

○議長（佐藤晴観議員） 10番議員の質問を終わります。

午後1時まで休憩します。

休憩宣告（午前11時39分）

再開宣告（午後1時00分）

○議長（佐藤晴観議員） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に6番中村俱和議員。

（「はい」の声）

6番中村議員。

（6番 中村 俱和議員 登壇）

○6番（中村俱和議員） 6番中村です。質問方式、時間制限方式、質問事項1、旭川十勝道路について伺います。質問の要旨、旭川十勝道路は、北海道開発局が進めている旭川市と占冠村を結ぶ約120kmの道路です。昨年11月24日に富良野市北の峰と布部間に高規格道路として8.3kmが開通しました。引き続き北の峰から中富良野町字中富良野の間5.7kmが「富良野北道路」として工事が進められ、また、旭川空港から北側へは「旭川東神楽道路」として10.1kmの工事が現在進められています。

さて、当道路の目的は、上川の広域観光の利便、農産物の物流効率化及び防災強化とされています。

したがって、当道路の整備は、美瑛町を含めた広域的利益のために進められなければなりません。

今後、美瑛町を通ることになりますが、農業と観光に良い影響を与えることを期待しています。

美瑛町のどこを通すのか、これが重要な課題であると思います。そのルート決定については、

畜産、畑作、水田など農業及び観光に悪影響が出ないように慎重でなければなりません。

そこで、次の3点について伺います。

- (1) 町は、旭川十勝道路の建設に対して、どのような姿勢で対応するのか。
- (2) 北海道開発局との間では、ルートについて何らかの話し合いがあったのか。
- (3) 町は、好ましいルートとして、いくつか想定しているのか。

質問の相手は町長です。

二つ目の質問です。行政機関のあり方について、質問の要旨、国内外の情勢が激動化し難題の山積している中、行政は、ますます難しい舵取りを迫られていると認識しています。今こそ町民と行政が一体となって力を合わせなければなりません。

町長は、町長選挙の公約の中で「町民が主人公」と約束されました。これは、地方自治にとって普遍的な命題でもあります。そのために、何よりも行政は信頼を基礎としなければなりません。信頼なくして行政なしであります。

さて、地元新聞にも掲載されていましたが、7月に実施された音楽療法の現場において残念な事例が発生したと聞いています。

そこで、以下の3点について伺います。

- (1) 参加者に対して町職員の「叱責」があったとされているが、事実関係を調査するべきではないか。
- (2) 講師からヘッドマイクの使用を提案されていたものの、職員が使用を拒んだとされているが、その経過と理由は何か。
- (3) 今後の再開に向けて、関係者と更に協議する考えはあるのか。

質問の相手は町長です。

○議長（佐藤晴観議員） 6番議員の質問の答弁を求めます。

（「はい」の声）

角和町長。

（町長 角和 浩幸君 登壇）

○町長（角和浩幸君） 6番中村俱和議員の2点にわたる質問に答弁を申し上げます。まず質問事項1点目、旭川十勝道路について、答弁を申し上げます。旭川十勝道路は、北海道縦貫自動車道旭川北インターチェンジを起点に、旭川空港、美瑛・富良野地域を経由して、北海道横断自動車道占冠インターチェンジに接続する延長約120キロメートルの路線です。北海道において高規格幹線道路網の空白地帯となっている富良野・美瑛観光圏と上川・十勝・道央圏を結ぶことで、広域周遊観光の促進、十勝岳噴火における緊急輸送ルートの確保、救急搬送の速達性、交通混雑の解消、地域生活の利便性向上などが期待される重要な道路です。

既に開通している「富良野道路」を始め、「富良野北道路」や「旭川東神楽道路」の事業が進

められる中、本町を含む東神楽町から中富良野町間は未事業区間の一つとなっており、議員御指摘の通り、本町を通るルートにつきましても、町内産業に大きな効果や影響を与えることが予想されることから、慎重な決定が求められると考えております。

1点目につきましては、沿線自治体で構成される旭川十勝道路整備促進期成会が行う要望活動を中心に、総会や幹事会、フォーラム等の参加により、本事業に対する理解を深めるとともに関係者間の機運を高めるなど、引き続き早期開通を目指した活動に積極的に取り組んでまいります。

2点目につきましては、本町を通るルートについて、計画段階における北海道開発局との話し合いを行っております。

3点目につきましては、全線が平成6年に計画路線の指定を受け、平成12年には、東神楽町字千代ヶ岡から美瑛町字瑠辺薬が調査区間として指定されております。今後、整備区間の指定、新規事業化に向けてのルート選定過程においては、十勝岳噴火等の災害発生時における避難や物流、救急患者搬送のルート確保を前提として、農林業や観光業を始めとする町内産業への影響、まちの地形や景観に与える影響、町民の皆さまの利便性などを十分考慮した上で、引き続き北海道開発局との協議を進めてまいります。

質問事項2点目、行政機関のあり方について答弁を申し上げます。音楽療法につきましては、平成28年6月から介護保険新総合事業のモデル事業として開始し、平成29年度からは一般介護予防事業として実施しており、本年で5年目を迎える事業です。事業の実施に当たっては、音楽療法士の指導の下でカスタネットや鈴などの楽器でリズムを取りながら、昔懐かしい唱歌や民謡を歌ったり、歌に合わせて体を動かしたりするもので、この活動を通して心身を活性化し、介護予防を図ることを目的としております。

本年度の事業実施については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、4月からの実施を見合わせ、休止期間中に音楽療法士と感染予防対策について協議するとともに、楽器の消毒や参加者の歌唱制限、ソーシャルディスタンスの取り方などについて確認し、7月から事業を実施したところです。

1点目につきましては、音楽療法士との事前の打合せに基づき、音楽療法開始前に感染予防のために歌唱をしないことなどを担当者より参加者へ説明しましたが、その後は音楽療法士の主導の下で実施しており、議員からの御質問にある内容とは異なる事実にあります。

2点目及び3点目につきましては、7月の事業実施状況を基にして8月の事業実施に向けた話し合いを行っており、その際にはヘッドマイクを通して音楽療法士が歌うことで参加者の歌唱が促されることへの危惧について確認し、マイクを使用しないでタオル体操や楽器使用を中心とした歌唱を促さないようなプログラムに配慮することについて協議の上、事業を進めたところです。また、今後の再開については、新型コロナウイルス感染者の発生状況や感染対策等

を十分に考慮し、安全な事業の実施が可能になった状況で再開することについて、関係者に対して既に依頼したところです。

いずれにいたしましても、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に万全を期しながら各種介護予防事業を実施している状況であり、音楽療法についても同様に地域の感染状況等も踏まえて、今後の実施について検討していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤晴観議員） 6番議員の再質問を許します。

（「はい」の声）

6番中村議員。

○6番（中村俱和議員） はい、6番中村です。それでは、旭川十勝道路の続きについて伺います。まず1点目ですね、町長は答弁書の中で、旭川十勝道路整備促進期成会が行う要望活動を中心に云々と回答されました。しかし、当道路がですね、着工されている現状ではですね、期成会は基本的な役割を既に終えていると考えられます。今後は開発局が地権者との折衝において、どのような交渉が行われるのか、そういうところに舞台が移っていくものと思われま。こうした場合、地権者に対してですね、無理な折衝が起きないように町が注意しなくてはならないと思いますが、ご認識をお聞かせください。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 角和町長。

○町長（角和浩幸君） 旭川十勝道路整備促進期成会でございますけれども、議員のご質問の中の主たる論点でもございますけれども、美瑛町内のルートはどのようになっているのだというお問い合わせがございます。ここのルートも含めまして、まずはまだ全体像が確定しておりません。工事を行っているところもありまして着手に至っていない地域等々、構成町村内でも温度差、事業実施状況に大きな差がございますので、現段階ではこの期成会が、なお一体となって関係機関と交渉に当たっているのが現実の実情でございます。私ども関係町村の首長も集まってこの期成会入っておりますけれども、常に行動を共にし、情報交換を図りながら一体となって進めている現状でございます。ですので、最後議員がご指摘、ご心配なされたような地権者と開発事業者との直接交渉というようなことは現時点で起きていないという風に理解しております。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 6番中村議員。

○6番（中村俱和議員） はい、6番中村です。はい、了解しました。それでは2点目に移ります。町長おっしゃるように、ルートについては、町民から非常に強く注目されてると思います。どこを通すのかが開発局が握ってる訳です。しかし、建設によってですね周辺に影響を与える、色々な様々な良いこと悪いことも考慮されなければなりません。まず、農畜産業と住民生活及



び景観を損なわないこと、こうした観点から交渉に臨んでほしいと、これは地権者さん、それから町、それから開発局、これは三位一体だと思うんですけどもね。そういう認識でよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) はい、ご指摘の通りでございます。この高規格道路が持つ意義、意味、有効性についても、もちろん理解をしているところでございますけれども、本町が通るルート如何によりましては、本町の産業の中心でございます農畜産業への影響、またはもう一つの産業の柱であります観光への影響が危惧される、景観を損なうという側面も持っている、このことは事実でございます、地元産業あるいは景観、観光への影響を十分考慮して今後とも協議に参加してまいる次第でございます。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 6番中村議員。

○6番(中村俱和議員) はい。2番と3番はそういうことで了解いたしました。

それでは次の質問に移ります。行政機関のあり方についてですね、1点目、職員の叱責について質問を続けます。そもそも音楽療法とはですねその前提としてですね、高齢者やデイケア利用の町民に対して、音楽の力によって心身の障がいや機能改善及び生活の質的向上を図る療養と聞いております。これによって健康生活を維持し、介護の抑止につながると、そういう効果が立証されています。平成28年から毎月およそ2回から3回、いきいきセンターを中心に開かれてきました。そこで、町長の回答についてお尋ねします。町長は質問にある内容とは異なる事実があると回答されました。そこでお聞きします。異なる事実とは叱責はなかったという意味合いでしょうか、お伺いします。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 議員ご指摘の通りの解釈となっております。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 6番中村議員。

○6番(中村俱和議員) はい、6番中村です。音楽療養士、以下、講師と略しますが、私はですね講師からお話をお聞きしています。それによれば7月28日の音楽療法の実施中に担当職員が大声で「声を出さないでください。でないと中止しますよ。」と叱責したと。会場は一瞬で凍りつき、療法は中断したと講師はおっしゃっています。つまりですね、講師と保健福祉課の主張は真っ向から異なるものです。これは単に、言った言わないという単純な言い争いではありません。行政の信頼の根幹に関わることが懸念されるからです。こうしたですね両者が全

く異なる主張している場合は、町長はですね、町は公正な聞き取りをしなくてはならないと思います。そこでお聞きします。叱責はないとお答えになった根拠ですね、両者から聞き取って結論付けたのか、または片方だけから聞き取って結論付けたのか、どちらでしょうか、伺います。

○議長（佐藤晴観議員） 休憩します。

休憩宣告（午後 1時17分）

再開宣告（午後 1時18分）

○議長（佐藤晴観議員） 再開します。

（「はい」の声）

角和町長。

○町長（角和浩幸君） はい、講師の方からもお話は賜っております。また、当日におりました美瑛町職員、あるいはボランティアで携わっている方、参加された参加者等からのお話を伺っております。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 6番中村議員。

○6番（中村俱和議員） もしもですね、叱責がなかったということであればですね、講師側や参加者の聞き間違いなのか、あるいは事実と異なることを主張しているということになってしまいます。どのような認識でしょうか。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 角和町長。

○町長（角和浩幸君） 私が今お話できますのは、先ほど申しました講師の方、当日参加の町職員、そしてボランティア、参加者の方々のお話を調査をさせていただきまして出た結論でございます。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 6番中村議員。

○6番（中村俱和議員） はい、伺っておきます。人はですね、緊張のあまり大声を発することは、私にとっても往々にしてあり得ることです。しかしですね、その場合ですね、相応しくないと、そういう発言をした場合には失礼しましたと、これはすぐそれで済むことなんですよ。講師はですね、こうおっしゃってます、大先輩への礼を欠く言動であったと思わざるを得ないと、こうおっしゃってるんですよ。これは音楽療法中の中止説明書の中に記載されております。これは参加者に配っておりますから、公の文書です。だからこそ両者からしっかり聞き取り調査をしなくてはならないと、そう思いますけども、どのような認識ですか。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 角和町長。

○町長（角和浩幸君） 担当課といたしまして、このようなご指摘もございますので、今回改めて、その時の関係者にお話を聞かせていただきました。そのことによりまして、今回の答弁の内容となっている次第でございます。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 6番中村議員。

○6番（中村俱和議員） はい、6番中村です。次の2番目の質問に移ります。ヘッドマイクについてお聞きします。講師がですねヘッドマイクの使用を要求した理由を私は講師からお聞きしました。理由は大まかに三つあるんです。一つ目は、会場が広くてヘッドマイクなしでは声が届きにくいと。幅が広いんですね、会場も広いです。二つ目は、講師はマスクとフェイスシールドを着用してました。そしてエアコンが動いており、さらに声が聞こえない訳ですね、聞こえる人もいるかもしれませんが、大方聞こえないんですね。三つ目は、参加者が声を聞きとれないために音楽療法の効果が上がらないということだったんですね。そこで講師は7月29日、これは7月の最後の音楽療法の日でしたが、その音楽療法の後の打ち合わせで担当者にですね、ヘッドマイクの使用は必須であると訴えました。しかし、担当課は8月からヘッドマイクの使用は禁止すると一方的に宣告したとお聞きしました。つまりですね、ヘッドマイクを使用しないという合意はなかったんですね、この7月29日の時点で。町長の答弁の中でですね、マイクを使用しないで事業を進めたところだと回答されましたが、これは事実と異なるのではないのでしょうか。伺います。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 角和町長。

○町長（角和浩幸君） 回答させていただきましたのは、マイクを使用しないでタオル体操や楽器使用を中心とした歌唱、歌を歌う事を促さないようなプログラムに配慮することについて協議をした上で、事業を進めたということでございます。マイク使いますと、参加者の方からどうしてもやっぱり歌いたくなって歌が出てしまう、声を出して合唱のような状態になってしまう、そういうことが起きてしまいますので、マイクの使用というのはいかがでしょうかという趣旨のお話を担当者との間で進めたというところの事実経過でございます。足りなければもう一度、お聞かせください。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 6番中村議員。

○6番（中村俱和議員） 29日の協議、話し合いの中でですね、結局折り合わなかったものから、講師はですね、ヘッドマイクの使用をお願いするために、7月31日、最後の日ですね、町長に面談しましたと聞いております。その際、町長はですね、こうおっしゃったんです

ね、マイクを使用しないでよくなったそうですね、そう報告を受けていますと発言されました。これは講師から伺った話です。つまりですね、講師の意向と異なる内容が町長に報告されているということになります。これはですね、担当課と町長の間の何らかの行き違いなのか、またはそうではないのか、何か理由があるのか伺います。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 今議員おっしゃられた私の発言とされる部分でございますけれども、その部分自体が、私はそう話したのかどうか、ちょっと確認のしようがないところでございますけれども、事実関係の流れとしましては、7月末に講師の方と担当課の方で議員おっしゃった通り協議がありました。その中で、マイクを使ってしまうと、どうしても歌の声が出てしまいますね、これどうでしょうか、これで良いんでしょうかというお話し合いがありました。その後私のところに来られたのか、その前なのかは私はそこは分かりませんが、その中で話し合いをさせていただいた、講師と話し合いをしたのは事実でございます。それが7月末です。そして8月入ってすぐの音楽療法では、マイクを使用して音楽療法を行っております。そしてその週一杯の音楽療法はマイクを使用した上で行いまして、それ以降につきましては、中断にしようという風に合意をしているという事実の流れでございます。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 6番中村議員。

○6番(中村俱和議員) はい、伺いました。それでは最後の三つ目の質問に移ります。今後の音楽療法の再開に向けてですね、これから協議されていくことと思います。そこで、音楽療法に対する認識が鍵になるのではないかなと思います。その効果の認識ですね。ここに講師による報告書がございます。ここに、赤いファイルになっておりますけれども、これは相当分厚いものです。この中ではですね、平成28年から昨年まで4年間の毎年の報告と、それから今年8月までの中間報告です。これが内容となっております。これを拝見しますとですね、音楽療法が科学的に細かく分析され効果が示されております。その効果があるからこそ音楽療法の再開を待ち望む声が講師に多数寄せられているんです。こういう現状をどのように町長は認識されているのか伺います。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) まず1点、お答えさせていただきますのは、8月の音楽療法の際に、私も初めてでしたけれども、実際に参加をさせていただいて、どのような形で進められているのかを身をもって体験してまいりました。そしてその場で会議が終わった後、講師の方とお話をさせていただきまして、その時点で、その次の週からはまた一端中止をするという話が決まっ

ておりましたので、今週で一旦、音楽療法終わりますというお話をした時に、ぜひ、今はコロナがある状況の中で、様々な難しい面があって実施したくても出来ない面がございますけれども、ぜひ状況が落ちつきましたら、また音楽療法を再開してくださいということをその場で講師の方をお願いをしたところがございます。その前提となりましたのが今ご質問だと思いますけれども、音楽療法の効果でございますけれども、私も講師の先生から数々の数値化されているデータを拝見しました。多くの方が喜んでいただいておりますし、認知症などに対する効果も数字上からも認められているという、音楽療法としての科学的な効果も得られているという風に思っております。講師の方、音楽療法士の方も実演として音楽療法するだけではなくて、そのような効果を図っていくというところまで目配せをしてやっていただいて、具体的な効果についてのデータをさらに蓄積をしていただいております。これは美瑛町の介護予防事業にとりまして大変意義のある大きな事業であると思っておりますので、先にも先生には、ぜひ再開してくださいとお願いを申し上げましたけれども、状況が改善し次第、またいつものように音楽療法を続けていただきたいという風に改めてお願いにまいるという、そういうような思いでも、今おります。以上です。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 6番中村議員。

○6番(中村俱和議員) はい、6番中村です。質問を続けます。町長はですね、これは当然のことなんですけど、行政の意思決定権をですね、町民から委託されました。これは正しく行使する義務とですね責任があることは言うまでもありません。今後の音楽療法の取り組みに当たってはですね、行政組織を町長がしっかりと掌握して、町長の方針を指示していくと、当然なんですけれども、これが重要だと思いますが、ご認識をお聞かせください。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) はい、ご指摘をいただきました通り、まず役場庁舎内の意思疎通、意思決定の過程につきまして、より一層、私が責任を持ちまして、各担当課、担当職員との話し合いを進めて、何らかの意思決定を図っていくように努めてまいります。また、もちろん町民、町外の方との関わりにおきましても、私も責任を持って協力していただける町民の方々との間に入りまして、双方、お互いに町のため町民のためという思いで皆さん取り組んでおりますので、良い思いを一つにして一体となって町民、町、組織一体となって行政が進むようにさらに努めてまいります。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 6番中村議員。

○6番(中村俱和議員) はい伺いました。それでは最後、お聞きします。町長はですね、回答

の中でこう述べております。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止にですね、万全を期しながらと答えました。当然のことと思います。しかし、ある公共施設ではですね、カラオケ大会が開かれ、一本のマイクが代わる代わる手渡しされていると、ある町民から聞いています。音楽療法のコロナ対策とはあまりにも異なると、その町民は怒っています。どのような認識でしょうか。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 中村議員、今のご指摘は実は今初めてお伺いをいたしました。そのような事実があるのかどうなのか、実態はどのようなものであったのかを調査をいたしまして、適切に対処するようをいたしてまいりたいと思います。

○議長(佐藤晴観議員) 6番議員の質問を終わります。

休憩します。

休憩宣告(午後 1時35分)

再開宣告(午後 1時35分)

○議長(佐藤晴観議員) それでは、再開します。

次に、13番八木幹男議員からの一般質問です。

(「はい」の声)

13番八木議員。

(13番 八木 幹男議員 登壇)

○13番(八木幹男議員) 番号13番、八木幹男、質問方式、時間制限方式でお願いをいたします。3項目につきまして、質問をさせていただきます。質問事項1、高校普通科再編に向けた取り組みについて。文部科学省が高校の普通科を再編する案をまとめ、早ければ2022年春にも新しいタイプの高校が誕生するという動きが出てきています。

普通科に加えて「学際融合学科」「地域探求学科」(ともに仮称)の2学科を設ける案となっています。

さらに、地域の課題解決を目指す学科などの設置も認めるなど、1948年に新制高校制度が始まって以来の大幅な見直しとなる内容です。

さて、美瑛高校では先生方の積極的な改革への取り組みと町の支援が相乗効果を発揮し数々の改革を進め、コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度、以下「コミュニティ・スクール」という。)の導入まで進みました。

しかし、コミュニティ・スクールは北海道立高校・普通科という土台の上に立ち、学校運営の基本方針を承認したり、教育活動に意見を述べたりするものであり、今回の普通科再編に対応できる組織ではないと考えます。

また、今年3月の第1回定例会では役場職員によるプロジェクトチームでの検討を提案してきましたが、この域でもなくなりました。

新学科設置には、大学などの高等教育機関との連携や地元自治体や企業とのコンソーシアム（共同事業体）を作ることを義務付けるなどの条件も付けられています。

不透明な部分もありますが、教育の専門家を交えた検討機関を作り、新学科設置に向け本格的に取り組むべきなのではないでしょうか、町長の考えを伺います。

質問の相手は町長です。

質問事項2、テレワーク推進とそれに伴うオフィス環境整備について。新型コロナウイルスの感染拡大を受け、人口密度が低く安心して暮らせる場所として地方への移住などが注目されています。移住の「ネック」とされてきた就労面でもテレワークの普及が追い風になるとの指摘もあり、本町のまちづくり推進課で進めているテレワーク導入推進事業のオフィス環境整備などを更に拡充するべきであると考えます。

移住は、かつて中高年のセカンドライフというイメージが強かった地方への移住が若い世代に注目されてきています。

内閣府がインターネットを通じて実施した20歳代への調査によると、コロナ禍で「地方移住に関心が高くなった」とする人はテレワーク経験者で25%と通常通り勤務した人の10%を大きく上回ったとのデータもあります。

また、ふるさと回帰支援センターが調査した「移住先選択の優先条件」（複数回答）を見ていくと、1位は就労の場がある63.0%、2位は自然環境が良い31.9%、3位は住宅がある24.6%というデータもあります。

まさにテレワークは、新しい形の企業誘致ともいえる事業であり、移住のきっかけにもなりうる大企業であり、全国の市町村の取り組みが想定され「やっているかどうかではなく、どこまでやっているか」が問われる段階にきているように思われます。

そこで、次の3点を町長に伺います。

（1）テレワークモニター募集における「サテライトオフィス」は、もっと本格的なものにすべきなのではないか。

（2）地域人材育成研修交流センターを企業のお試しサテライトオフィスとして使用できるよう積極提案すべきではないか。

（3）移住定住コーディネーターは、テレワークの相談にも対応できる状態になるのか。

質問の相手は町長です。

質問事項3、地域おこし協力隊管理事業の更なる取り組みについて。2009年度に創設された地域おこし協力隊（以下「協力隊」という。）事業が各地で着実に実を結んでいるという調査結果があります。

総務省の令和元年度「定住状況等に係る調査結果」では、任期終了後、同じ地域に定住したのが3,045人(62.8%)で、内20歳代・30歳代が72.1%にもなっています。

また、地域に定住した人のうち36%が起業しているという結果もあり、地域づくりに欠かせない存在となりつつあります。

本町においても、観光関連事業を中心に協力隊の活動が活発化しておりますが、更なる拡充のための仕組みも必要な時期に来ているように考えます。

総務省では、4月から「おためし地域おこし協力隊」制度をスタートさせ、2021年度には隊員のまとめ役や活動の責任者を担う「協力隊マネージャー」を創設するという動きもあります。

地域の外から来た隊員の発想や知恵を生かす工夫をしていくと同時に、隊員を支える仕組みもしっかりと整えていく必要があるように考えます。

そこで、次の3点を町長に伺います。

- (1) 今後の地域おこし協力隊管理事業の展開をどのように考えているのか。
- (2) 「おためし地域おこし協力隊」「協力隊マネージャー」に対する取り組みは。
- (3) 近隣町村の協力隊員との交流は。

質問の相手は町長です。以上、よろしくお願いいたします。

○議長(佐藤晴観議員) 13番議員の質問の答弁を求めます。

(「はい」の声)

角和町長。

(町長 角和 浩幸君 登壇)

○町長(角和浩幸君) 13番、八木幹男議員の3点にわたるご質問にお答えをさせていただきます。まず、質問事項1項目、高校普通科再編に向けた取り組みについて、答弁を申し上げます。高校教育についてはグローバル化の進展、人口減少といった潮流の中で、地域振興の核として高校の機能強化が求められるとともに、次代を担う生徒が身に付けるべき資質や能力を確実に育成し、地域資源の活用やふるさとへの誇りと愛着を持ち、多様な人材との協働の下、持続可能な社会の創り手となる力を育むことが求められています。

このような中で、美瑛高校においては「キャリア教育」の実践を特色ある教育活動の一つとして取り組み、変化の激しい現代社会の中で自立して生きる力の習得を目指し、文部科学省や北海道教育委員会の各種事業において研究指定を受け、教育活動を実践しているところでもあります。

今回示された高校の普通科を3つに再編する案については、新たに「学際融合学科(仮称)」及び「地域探求学科(仮称)」などを新設可能にするものであり、詳細は示されておりましたが、美瑛高校において既に取り組んでいる「地域巡検」の活動などは、「地域探求学科(仮称)」が



目指すところと共通する部分があるものと感じております。

高校普通科再編案については、議員も述べられているとおり、新学科設置の具体的な制度設計や要件など不透明な部分が多いことから、今後制度の概要が示され、美瑛高校が目指す将来へのコンセプトなどの確認を行いながら、まずは町内の関係機関において慎重に検討を行い、地域としての方向性をまとめるよう考えております。また、新たな検討機関の設置につきましては、既に設置している総合教育会議においては、学識経験者を招致した会議の開催や、地域教育推進会議においては、専門部会を設置した個別事項の検討を行えることとなっており、既存の組織において十分な検討体制を構築できるものと考えております。

いずれにいたしましても、新学科の設置については、大きな変革期となるものと考えておりますので、美瑛高校と地域が生徒に何を学ばせたいか、どのような人材を育てたいのかといった方針や目標をもって、北海道教育委員会の方向性や新学科設置後の将来展望などを見据えながら、取り組む必要があるものと考えております。

質問事項2点目、テレワーク推進とそれに伴うオフィス環境整備についてお答えをいたします。テレワークについては、新型コロナウイルス感染症の拡大により、都市部に通勤していた多くの方が、在宅勤務によるテレワークを実践した結果、地方におけるテレワークや移住若しくは二地域居住を希望する方が増えている状況にあると認識しています。

このことは、人々の意識や価値観が変わり、東京一極集中を是正し、地方への人の流れを促進する好機であると考えています。この流れにいち早く乗るため、本町におきましてもテレワーク導入推進事業により、既存施設を活用し、テレワークを希望する企業や個人事業主が求めるサテライトオフィスの必要な環境や支援策について、モニターを募集し実証実験を行い、本格実施に向けた検討を進めているところです。

1点目につきましては、本年度のテレワーク導入推進事業におけるサテライトオフィスは、ビ・エール2階の多目的フロアをワーキングスペースとして、談話室をテレビ会議室として活用しましたが、あくまで既存施設を活用した実証実験であり、必要最低限度の環境整備を行ったところです。

したがいまして、次年度の本格実施に向けたサテライトオフィスの施設整備については、本年度の実証実験により、各モニターから提出される報告書及び提案書やヒアリング調査を基に、効果的かつ効率的な施設設置の在り方を検討していく考えであります。

2点目につきましては、地域人材育成研修交流センターが研修及び交流等を目的とした施設であることから、異業種人材育成研修事業やテレワーク導入推進事業等で関係を築いた企業や個人事業主における研修及び交流事業等で御利用いただけるよう、ふるさとdeオフィス事業等の実施による関係人口の創出、企業連携を見据えた取り組みを進めてまいりたいと考えております。

3点目につきましては、移住定住コーディネーターの相談業務において、テレワークも含め希望される方への相談、対応を行っているところです。

質問事項3点目、地域おこし協力隊管理事業の更なる取り組みについてお答えをいたします。「地域おこし協力隊」は、平成21年度に創設された制度で、都市地域から過疎地域等の条件不利地域に一定期間居住して、地域ブランドや地場製品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援や農林水産業への従事、住民の生活支援などの地域協力活動を行いながら、その地域への定住、定着を図る制度です。

本町におきましては、平成27年度から地域おこし協力隊員の受入れを開始し、本年度までに13名の隊員に本町の観光振興、情報発信、文化振興などの各分野で御活躍をいただいております。

1点目につきましては、当制度は地域おこし協力隊員の知識やスキルを活用した地域の活性化及び移住定住の促進に有効な制度であり、また、特別交付税による地方財政措置があることから、今後においても当制度を積極的に活用した地域づくりを進めてまいりたいと考えております。

2点目につきましては、本年4月に創設された「おためし地域おこし協力隊」は、地域おこし協力隊として活動する前に、一定の期間（2泊3日以上）、地域協力活動を体験し、受入地域とのマッチングを図るもので、受入自治体としては、新しい募集形態としての隊員の成り手の確保や地域おこし協力隊員を採用する選考過程として活用ができること、また、関係人口の拡大や将来的な移住等につながる可能性があることなどのメリットがあり、さらに、地域協力活動に興味がある方にとっては、事前に地域協力活動の内容を知ることができ、受入自治体との意思疎通が早い段階から可能となるなど双方にメリットがある取り組みであるため、制度の有効な活用を進めてまいりたいと考えております。

一方、令和3年度に創設される「地域おこし協力隊マネージャー」は、民間企業などで勤務経験がある高いマネジメント能力を持つ人などが対象で、プロジェクトリーダーなど地域協力活動の責任者として事業をけん引するほか、同じ自治体内で活動する隊員のまとめ役として行政や企業などとのネットワークの構築や後進の育成などに取り組む役割であり、本町として制度を活用できるか検討してまいりたいと考えております。

3点目につきましては、本町独自で近隣町村の地域おこし協力隊員との交流は実施しておりませんが、現在は年2回開催される地域おこし協力隊全道研修会、年1回開催される上川管内地域おこし協力隊研修会への参加経費の支援などを行い、隊員同士の交流機会の確保につなげているところであります。

今後、地域おこし協力隊員の意見などを聞いた中で、近隣町村との交流について検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤晴観議員） 13番議員の再質問を許します。

（「はい」の声）

13番八木議員。

○13番（八木幹男議員） 13番八木です。それでは1項目、高校普通科再編に向けた取り組みについて質問させていただきます。なお、この3件質問を設けておりますけれども、コロナ禍によって、観光業の積極精神がなかなか困難な中、人をどう動かしていくかと、こういう視点からこの3点を取り上げていますので、この辺のところをご理解いただきたいと思います。

まず第1点目です。高校問題に関しては、またかと言われそうではありますが、今が20年30年に一度あるかないかの大きな転換期、あるいは二度と来ないかもしれない正念場でも考えております。したがって、高校普通科再編の動きに合わせて検討機関を設けるべきではないかという一点突破の質問に対し、非常に前向きな答弁をいただいたと受け止めておりますが、答弁では既存の組織、地域教育推進会議において、専門部会で個別事項の検討を行えるということで、制度の概要が示されてから検討していくと、このように理解をいたしました。そこで、こちらのマスコミの状況だけを取り上げましたので若干説明しておかなきゃならないかなという面がありまして、文部科学省、こちらの内容につきましては、令和2年7月17日、文部科学省の中央教育審議会、この内の新しい時代の高等学校教育のあり方、ワーキンググループが出した、新時代に対応した高等学校教育の在り方（これまでの議論を踏まえた論点整理）と、このような説明がされております。ここでは地域探求学科、いずれも仮称ですが、創設するに当たっては、地域自治体や企業等とコンソーシアムを構築すること、高校と地域をつなぐコーディネーターの役割を担う人材を配置することなど、このようなことが明記されていると、この内容から新聞が報道されているという内容であると思っております。また、2022年度からは、新高等学校学習指導要領の導入が始まると、こういったことに合わせて、急ではありますが、このような案が出てきているのではないかと考えておりまして、ここへの対応は、活動としていく必要もあるように考えております。文部科学省が求めるような組織を設けて、ここではやはりこの理想の美瑛高校像といえますか、こんなものを1回描いてみる必要があるなど、こういうことをやっていく絶好の機会でもあると考えております。高校普通科再編に向け、専門機関での取り組みを早急に立ち上げるべきなのではないかと、こう思っています。答弁では制度の概要が示されてから検討していくと、こういうことではありませんけれども、やはりこの理想の美瑛高校像、こういったことを踏まえて、早急に専門組織を立ち上げるべきではないかと、このような観点につきまして、再度町長の考えを伺います。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 角和町長。

○町長（角和浩幸君） はい、高校普通科のお話でございます。八木議員ご指摘いただきました通り、現在まだ中教審での審議過程でございます、最終的にこれがどのような形で出てくるのか、どういう自治体として、どういう関わりができる、あるいは、どういう役割が求められるのか、その辺りをやはり見極めたいというところがまず前提のところであるのはご理解いただきたいと思います。普通科改変の話でございますけれども、この話が出た時、今年7月の萩生田文部科学大臣の記者会見でも取り上げられているようでございます。その時の会見の様子によりますと、なぜ、新しい普通科にしていくのかということにつきまして、高校生の学校生活への満足度や学習意欲に問題、課題があることが明らかになっていると、高校生の学習意欲を喚起して、その能力を最大限伸ばさせることが必要であるという風に述べております。つまり、一義的には学習意欲をいかにモチベーションを高めて、また、学習のニーズに合った教育課程を提供していくのかというようなところが文科省としての一番の狙いなのかなという風に理解しているところでございます。そのような中にありまして、本町といたしましては、では、どのような形で美瑛高校に関わっていけるのかといった時に、やはり今、議員がおっしゃったような学習内容のモチベーションですとか、意欲というところではなくて、美瑛町にある高校としていかにあるべきかというような、議員おっしゃった理想的な像、どうあるべきかという未来の姿を描いていく、そこを描いて道教委あるいは国に対して要望をして実現をしていくというのが、話の道筋なのかなと理解して受け止めておりました。現在、総合教育会議、地域教育推進会議と、先ほども答弁申し上げましたけどもすでに町内に組織がございますので、まずはそこで、未来のあるべき理想の美瑛高校の姿について語るところからスタートいたしまして、その後、必要であればさらに専門的な知識がある人が必要であるということにございましたら、その時点で次の機関、組織について考えていきたいなという風に、このように考えているところでございます。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 13番八木議員。

○13番（八木幹男議員） はい、答弁ありがとうございます。やはりこの美瑛高校どうするかというところがやはり一番なんだろうと思うんですけども、やはりこの入学数の増減いろいろありますけれども、これは例えば南学区でいきますと、20年度から23年度までに普通科卒業生が260人減少すると、こういったこともありまして、当然、南学区を通して何学級か減らしてくるというようなことになるんだろうと思います。美瑛高校におきましても、入学者が年々減少していると、こういったことを現状も踏まえまして、今回はたまたま1学級から2学級にまた戻りますけれども、やはりこれが1学級の定員にも満たなくなってしまうと、こういったことも想定されます。存続が危ぶまれるという状況になって町立化をせざるを得ないと、こういうことになる前に、やはりこういったこの機会がチャンスなんだろうと思っております。

こちらの美瑛高校の学校運営協議会の方にも、本町から今瀧まちづくり推進課長、それから梶原管理課長、こういった形で学校運営協議会にも加入してしますので、その会議にも参加いただいて、美瑛高校の色々な動きもよくご理解いただいていると思いますので、高校の動きも理解をしながら今後の美瑛高校の理想像を描いていく、こういったことは可能であろうと思いますので、再度くどくなりますけれども専門的な取り組みを早急に立ち上げて議論を開始していただきたいと、ちょっとくどいですがけれども、この辺のところを再度ご答弁をお願いいたします。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) はい、美瑛高校を巡りましては、今年1学級となりました。来年度の募集につきましては2間口での募集としていただいているところがございますけれども、やはりこの1学級となったというこのタイミング、この時期というのは、美瑛高校にとって大きな岐路に立っているなという認識を持っているところは、八木議員と同様でございます。であるからこそ、今回の普通科再編がチャンスであるという、議員のご指摘、まさにその通りであるなという風に思いながら受け止めさせていただきました。この大きな改編に合わせて、美瑛高校の未来像をつくっていくというのは大変有意義でありまして、効果のあることだと思っております。ただ一方で、道立高校でございます。美瑛高校そのものの魅力、理想像を描いていくのはもちろん必要でございますけれども、道立高校、道教委としては、この上川地域の中での美瑛高校の位置付けというのもまたこれもあろうかなと思っております。そのような点に入りますと、ここはやっぱり道教委さんのエリア、持ち分の中の話になってしまうなと思っております。そういう意味で、先ほど申しましたけれども、美瑛町あるいは地域としての美瑛ができることは、この地域にあることのメリット、この地域でいかに豊かに理想的な高校を描いていくのかということを作り、それをお伝えして実現を図っていただくというような立場にあるのかなと思っております。幸い、コミュニティ・スクール等ありまして、地域の多くの方々が見学をしていただいております。また、美瑛町内の既に既存の組織もございますので、そのような多くの方々の知恵を拝借して美瑛高校の未来について語り合っていただきたい、描いていっていただきたいという風に思っているところでございます。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 13番八木議員。

○13番(八木幹男議員) ありがとうございます。質問を変えます。2項目、テレワーク推進とそれに伴うオフィス環境整備について、こちらの方につきまして再質問させていただきます。こちらのテレワークというのは非常にこう広い範囲で入ってまして、このリモートワークであったりワーケーション、こういったことを使われますけれども、その辺のところを含めてテレワークといった形で表現していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。サテラ

イトオフィスは現状では実証実験、それから、ふるさとdeオフィス事業はテレワークモニター募集のパンフレット見てもどういふ施設なのかなかなか分かりづらいなというような第一印象でした。テレワークの先進地といわれるところの現状を見ていくと、三菱総合研究所などが運営する丸の内プラチナ大学では、2018年から上士幌町など全国6カ所で、大都市圏で働く社員が期間限定で地方でリモートワークの実証実験などが行われており、上士幌町では7月に町内外の人が仕事場として使えるシェアオフィスを新設したと、こういった報道もあります。また、最先進地でもある徳島県の上山町では、東京の映像制作会社がコロナ感染拡大の危機を上山町の第2オフィスがあったおかげで乗り切れたと、こういった事例も発表されております。さらには先日のテレビ報道によりますと、パソナグループが2023年末までに本社機能を淡路島に移転し、全社員1,800人のうち、1,200人を淡路島に移動しリスクを分散させると、こういった動きも出てきております。やはりこのテレワーク事業というのは、新しい形の企業誘致である、こういった形で考えていくべきであろうと考えております。また、現在のビジネス界では結果を見てから事を起こすという時代ではなくなってきました。何かを実践しながら、不備な部分を修正を加えながらやっていく、こういった手法が主になってきております。本町においても来年3月31日に終わるテレワークモニター制度、結果を見てから検討するのではなく、同時進行で町中のテレワーク拠点を本格的に整備をし、積極的に新しい形の企業誘致とも言えるべき、このテレワーク事業を展開していくべきではないのかと考えております。再度、町長の考えを伺います。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) テレワーク事業につきましては、議員ご指摘の通り、コロナの後の社会、コロナと共にある社会の中で、まさに新しい生活様式に根づいた働き方、仕事のあり方になろうと思っております。そういう意味でもやはりこの流れに乗らなければいけない、このチャンスを掴まなければいけないという思いで、町職員と共にテレワーク推進事業に取り組んでいるところでございます。各先進自治体がありまして、ご指摘いただきました上士幌町のニュースなど、いや素晴らしい、早い手を打ってきたなと思っていたんですけども、実はこのコロナの前から様々な取り組みはもう既に同町では行われていて、その仕上げのような形でこのタイミングで出てきたという風に私は理解しております。長年の取り組みの結果が素晴らしい形のタイミングで出たなという風に、半分うらやましい思いでおります。美瑛町につきましては、これまで広い意味でのテレワーク事業の取り組みというのはほとんどなかった訳でございます。今回実証実験というような形でモニター募集を行いましたのも、実はいきなり色んなもうハード物から考えて整備をしていくというところに入ってもいいのかなという検討もいたしましたけれども、やはり何せ、まだ美瑛町ではやっていない、あるいは、実際にテレワーク

をやる方がどのようなことを必要としているのかということもなかなか想像を巡らすだけの世界でございました。そういう意味で、実際に美瑛町を使っていただこうと、今あるものを使っていただいて、これが足りない、これもあった方が良くということをお願いして、それを形にする形で来年度から本格的な運用に入ろうと思っているところでございます。同時進行でというお話でございますけれども、既にモニターを終えて提案を頂いているNPO法人もでございます。中身のある中身の濃いご提案を頂いておりますので、そういうような形を今後やっていくに当たりまして、次年度の予算編成については提案を頂き、それを予算化するという作業は同時並行で行ってまいりますけれども、ハード物についての整備を今同時並行でやっていくのは、少々まだ時期が早いからもう少し見極めた上で、でも、と言いましても、やっぱり新年度の予算には組み込んでいきたいと意欲は持っておりますけれども、今年度の中で着工という形ではちょっと急ぎ過ぎるのではないかという思いも持っております。でもいずれしましても有意義な提案を多く頂いておりますので多く取り入れ、そして自治体競争にも間違いなくなります。いち早く多くの方に利用していただけるような施設を作ってまいりたいなという風に考えているところでございます。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 13番八木議員。

○13番(八木幹男議員) ちょっと説明不足で申し訳ありません。この3件ともやはりこの予算編成を踏まえてのということで、そのようなことで理解をいただきたいと思っております。特に心配しておりますのはサテライトオフィス、ちょっとあの場所ではちょっと大事なことをやり取りする場面としてはちょっと危険もあるかなと、こういうことを思いましたので、その辺のところ早急にやはりこのちょっと対応すべきなのかなということも思っていましたので、この辺のところ、まず最重要かなと、真っ先にやるべきなのかなと思っております。それからテレワーク推進にいたしましてもやはり、国の動き、こちらをしっかりと見ていかなきゃならないと思っております。先ほど保田議員の質問にもありましたけれども、新過疎法、こちらが恐らく出来上がってくるんだろうと思っております。この中の報道見ていきますと、デジタル技術を活用したテレワークの推進、企業移転による雇用創出など重点分野と位置付け、財政支援を強化する、このような文言も載っておりますので、やはりこういった事を利用して次の段階へ進んでいくべきかなと思っております。また、先日の発足した菅総理大臣のこの初の記者会見の中でもデジタル庁の創設といったこと、まだ不明確な部分もありますけれども、省庁を跨ぐデジタル庁の創設というようなことも出ておりますので、行政から接ぎ合わったものがやはりこの民間へ広がってこのテレワークにもつながってくると、こういった動きも出てくるんだろうと思っておりますので、やはりこの次年度の予算編成も踏まえて、やはり今できることは今やるということでぜひ推進していただきたいなということですが、ご答弁をお願いいたします。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 今回、8月にモニターとして利用していただいたNPOの方とお話をさせていただきましたけれども、色々な仕事の働き方があるようでして、何か最終的には住宅の方でほぼ仕事はしていたというようなお話もしておりました。ビ・エールではなくて、住宅の中でやることの方が多かったなというようなお話も伺っております。ただ、確かにモニターというのも仕事でございますから、企業秘密に関する部分もあろうかと思えます。今ご指摘いただきましたように、緊急性と要するものにつきましては可能な限りで対処してまいりたいと思っております。重ねてですけれども、予算化に当たりましては、今要望いただきながら、それと同時並行で今後の予算編成の中にうまく組み込んでまいりたいという風に考えております。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 13番八木議員。

○13番(八木幹男議員) 質問を変えます。3点目、地域おこし協力隊管理事業の更なる取り組みについて、こちらの地域おこし協力隊は積極的に活用していくと答弁をいただきましたけれども、本町の現状から見ていきますと、業務内容を指定しての採用が主体となっているため、この協力隊でやりたい仕事を持った人への対応が不十分ではないかなというようなことを考えております。今後の事業展開ということで、例えばではありますけれども、農業関連では農業担い手研修センター、ここが空きがある訳ですから、やはり農業で生計を立てていこうとする人を協力隊員として受け入れて、そこで育成をしていく、こういったこともできる。あるいは移住・就業体験受入事業、こういったものを計画されておりますから、ここで受け入れる人材を協力隊員として採用して移住へのワンステップを踏んでもらう、こういったことも考えられます。また、福祉関連では外国人介護福祉人材育成支援事業、こういったものに多額の事業費を組んでおりますが、日本人の採用に向けた取り組みに関してもこの辺のところを活用しながらやっていけないのかなというような形を考えております。このようなことに加えて、お話し地域おこし協力隊、あるいは地域おこし協力隊マネージャーを含めて、やりたいことを持った人、こういった人への対応を含めた制度設計をしていくべきではないかなと。またもう1点は隊員を支える仕組み、こういった面では報酬面、この辺のところ、隊員のスキルあるいはキャリアに見合った報酬になっているのか、あるいは住居は職場の近くにあつて、家賃は安価な状況なのか、この辺のところを踏まえて、やはり精神面も含めて、やはりこのサポートしていく、こういったことも必要になってきているのではないかなというように思っております。このような点を改善していくことによって、更なる事業拡大が実現できるのではないかと考えておりますので、再度町長の考えを伺います。

(「はい」の声)



○議長（佐藤晴観議員） 角和町長。

○町長（角和浩幸君） 本町におきまして、これまで協力隊員多くの方来ていただいておりますけれども、データ統計的に見ますと、残念ながらあまり、短期で終わられてる方もいらっしゃる。そういう意味ではやりたいことと、こちらやっていただきたいことのやはりマッチングが重要なのかなという風に思っております。そういう意味でお試し協力隊というのは非常に理想的な、これから活用して、少し試していただいてマッチングを進めていくというので、かなり期待のできる新しい制度だと思っております。それはそれといたしまして、協力隊員の多彩な人材の採用ということでございますけれども、まさにおっしゃる通りで様々なご希望があるのかなと思っております。多様な方々を迎え入れることのできる体制、あるいはこちらでこういう分野での協力隊の協力要請をしますというところを明確に、しかもマッチングを上手くさせるようにするような形での制度を考えてまいりたいと考えております。隊員さん、今このコロナの中で他市町村の方々と話していると色んな今まで応募しなかったであろうと思われる業種あるいはキャリアのお持ちの方も隊員として希望してるよという話を首長が集まると、そういう話が出ておりますので、これも人材を美瑛町に呼び込むという意味では大きなチャンスの時期でもあろうかと思っております。そのような多彩な多様な有能な方々をいかに美瑛町に受け入れていくか、来ていただくか、その制度・仕組みづくりについて、ご指摘の通り考えてまいりたいと思っております。隊員の皆さん、仕事を辞めて一大決心で来られる訳でございますから、議員おっしゃった通りの住居、報酬、その他、生活に係るサポートですね、ここも重きを置きながら、隊員の希望に合うような形を模索してまいりたいと思っております。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 13番八木議員。

○13番（八木幹男議員） 時間がありませんので1点だけ最後、上川管内地区の平成元年度のこの地域おこし協力隊の人数ですけども、ちょこっと見てきますと、上川町で11人、それから下川町9人、中川町10人、この5,000人未満の町が非常に積極的な展開をしているなというようなことを考えております。特にこの上川町においては、これ2月8日のテレビですけども、シェアハウス、地域おこし隊専用のシェアハウスを設けたと、1億5,000万円かけて新築したよと、こういうようなこと載っております、やはりこういった形のところも出てきておりますので、この辺のところも踏まえて、やはりこの積極活用していくという、そういったことが必要だと思っておりますので、やはり新しい事業展開をぜひやっていくべきだと思っておりますので、最後に町長の考えを伺います。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 角和町長。

○町長（角和浩幸君） はい。テレワークもでございますし、協力隊でもございます。今日全般にわたります議員のご質問の通りで、大きなチャンスを迎えてるんだよと、早くやれよという叱咤だと受けとめております。上川町の例も私も存じておりますけれども、実際競争となっております。多くの有能な人材を美瑛町に迎え入れるために、他町に負けずにスピード感を持って対策を講じてまいりたいと思っております。また、ご指導賜りますようお願いいたします。

○議長（佐藤晴観議員） 13番議員の質問を終わります。

2時35分まで休憩します。

休憩宣告（午後 2時20分）

再開宣告（午後 2時35分）

○議長（佐藤晴観議員） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、7番穂積力議員。

（「はい」の声）

7番穂積議員。

（7番 穂積 力議員 登壇）

○7番（穂積 力議員） それでは早速、番号7番、穂積力、質問方式は回数制限方式です。質問事項1、美瑛町移住・定住促進計画について。質問の要旨、役場機構改革により、新たにまちづくり推進課移住定住推進室が配置され、本年7月に美瑛町移住・定住促進計画が策定されました。今後、「丘のまちびえい移住定住促進協議会（仮称）」を設置し、この協議会において移住定住促進に係る施策の検討を行うとともに、町民、そして移住者等から提言された意見やアイデアを計画に反映させて移住・定住促進につなげるものと聞いています。

移住定住施策については、これまで相談窓口の一本化や、東京都等で開催された移住希望者を対象とした北海道暮らしフェア等に役場職員が参加し、PR活動等を行っていましたが、聞くところによると、先進的な自治体と比較すると大きく遅れをとっているという話も耳にしました。

美瑛町移住・定住促進計画については議員協議会や総務文教常任委員会所管事務調査等で説明を受け、移住定住施策の概要を聞き、私は今からでも遅れを取り戻せると強く感じました。

新型コロナウイルスの影響で大変な時期ですが、次年度予算を十分に確保し、移住希望者が必要とする住居や支援の拡充とともに、町民に対する施策の充実を図りながら、無料職業紹介事業等を活用した求人・求職のマッチングの取り組みが必要だと思います。

また、新たに移住定住コーディネーターを配置したところですが、今後、移住定住希望者や移住した方を対象とした専任の結婚相談員を置くべきと考えます。

本町における移住定住施策を積極的に推進するために、今後どう取り組んでいくのか、町長の考えを伺います。

質問事項2、新型コロナウイルス感染症に関連した不当な差別等の対策について。質問の要旨、国内の新型コロナウイルス感染症の累計感染者は9月2日現在で7万人を超え、世界全体で約2,580万人を超える人が感染しており、未だに収束の兆しが見えていません。新型コロナウイルス感染症が蔓延する中、誰もが感染のリスクに応じた予防や対策を行いながら生活していると思いますが、もっと恐ろしいのは新型コロナウイルス感染症に関連した不当な差別や偏見です。

本町では現在、幸いにして新たな感染者は聞いていませんが、感染者がいない今だからこそ、今後、本町で感染者が出た時に、感染者や濃厚接触者、医療従事者等に対する誤解・偏見、そして差別されることのないよう対策が必要だと思います。

また、SNS等により個人が特定される危険性もあり、職場や家族等に対する嫌がらせ等が実際に起きているケースもあるようです。さらに、児童生徒で感染者が出た場合、学校でのいじめも懸念され、一人ひとりの正しい知識と正しい行動が求められています。

もちろん、すでに取り組んでいるとは思いますが、コロナ差別・偏見、コロナいじめをなくするために必要なことは何か。新型コロナウイルス感染症は、予防を徹底していても感染する時は感染します。今後、コロナ差別・偏見、コロナいじめを出さないためにどんな取り組みが必要と考えているのか、町長、そして教育長に伺います。

○議長（佐藤晴観議員） 7番議員の質問の答弁を求めます。

（「はい」の声）

角和町長。

（町長 角和 浩幸君 登壇）

○町長（角和浩幸君） 7番穂積力議員の2点のご質問に答弁させていただきます。まず質問事項1点目、美瑛町移住・定住促進計画についてお答えいたします。美瑛町移住・定住促進計画については、美瑛町まちづくり総合計画や、美瑛町まち・ひと・しごと創生総合戦略を補完し、具体的な施策を示すものとして、本年7月に策定したところです。この計画では、各部署においてPDCAサイクルによる評価検証を行うとともに、移住経験者を含めた多くの町民から施策に係る提言や新たな事業提案をいただき、計画を発展させることで移住定住者の増加に取り組む考えであります。

移住定住施策の推進に当たっては、特に3つの施策が重要であると考えています。

その施策の1つ目は住居であります。移住者が定住するためには、長期間にわたり住むことができる場所の確保が重要であるため、中古住宅や土地、賃貸物件に係る最新の情報を提供する新たな取り組みとして、「美瑛町空き家情報バンク」を公益社団法人北海道宅地建物取引業協会旭川支部と連携し、ホームページにて運用しております。さらに、定住住宅取得助成制度により新たな住宅の建築や中古住宅の購入を促し、定住人口の増加を図ります。

2つ目は仕事であります。移住者が本町で生活をするためには働く場所が重要であると考えています。現在、就業情報の提供については、ハローワーク旭川等が提供する求人情報や町内企業の求人情報を役場庁舎1階町民コーナーに掲示しています。議員御指摘のとおり、町民に対する求人、求職のマッチングを行う無料職業紹介事業の実施により、移住希望者にとってより良い就業環境の提供が可能になると考えておりますので、早期事業実施に向けて取り組んでまいります。

3つ目はコミュニティの形成であります。移住者が町民となり、孤立することなく生活していくためには、町民と移住定住者の交流によるコミュニティの形成が重要であると考えています。このコミュニティの形成には、町全体が移住希望者をお迎えする体制が必要であることから、町民有志や関係団体で構成する「丘のまちびえい移住定住促進協議会（仮称）」を令和3年度に設置する考えであります。

移住定住施策を推進するためには、移住相談業務が不可欠であり、本年度から雇用した移住定住コーディネーターによる面談、電話、メールでの相談業務を進めるとともに、遠隔地においても互いの顔を見ながら移住相談が可能となるオンライン移住相談を推進し、移住希望者との信頼関係を構築してまいります。議員御指摘の結婚相談員の配置については、農業委員会や社会福祉協議会の結婚相談員と移住定住コーディネーターが連携を図り、移住希望者に対して適切な支援ができるよう取り組みを進めてまいります。

質問項目2点目、新型コロナウイルス感染症に関連した不当な差別等の対策についてお答えをさせていただきます。本町における新型コロナウイルス感染者については、2月に3人の発生が見られましたが、御承知のとおり現在においては収束している状況にあります。しかし、全国的な感染拡大の傾向は続いており、近隣自治体においては9月にも感染者の発生が見られるなど、依然として予断を許さない状況に変わりはありません。

本町では、2月以降、町民の皆さまに広報紙やホームページ等において手洗いや消毒、3密回避などの感染予防の取り組みについて周知するとともに、6月に「北海道スタイル」安心宣言を行い、感染拡大防止に継続的に取り組んでいるところです。しかし、議員御指摘のとおり、全国では感染者やその濃厚接触者、医療従事者に対して誤解や偏見に基づく差別や誹謗中傷の事例があることも報道等で知るところです。

本町においても、2月の感染者発生時には、電話相談で感染者やその家族の特定に関するお問い合わせが数件寄せられました。このことから、誰が、いつ、どこで感染するのかわからないという不安を背景として、相談者御自身も気付かずに人権侵害ともなりかねない相談内容となっているのではないかと推察されるところです。不安や恐れは人間の生き延びようとする本能を刺激します。そしてウイルス感染に関わる人や対象を日常生活から遠ざけたり差別するなど、人と人との信頼関係や社会のつながりが壊されてしまいます。

今後においても「確かな情報」の発信に努め、「不確かな情報」に惑わされて人権侵害につながることをないように、国や北海道とも連携し、感染予防のための正しい情報提供を行い、町民の皆さまに冷静な判断・行動をとっていただけるよう取り組むとともに、人権侵害と思われる被害にあわれた場合の相談窓口の周知徹底に努めていきたいと考えております。以上でございます。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 千葉教育長。

(教育長 千葉 茂美君 登壇)

○教育長(千葉茂美君) 7番穂積議員の質問事項について答弁を申し上げます。よろしくお願います。本町の小中学校では、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、4月20日から臨時休業し、6月1日から再開しました。

現在、各小中学校において、手洗いの徹底や多くの人々が接触する部分の消毒、いわゆる3密を避けるなど、国が示す感染症の予防対策である「学校の新しい生活様式」に沿った学校運営を行っているところです。

感染症に対する知識については、日常の学習の中で、正しく身に付けさせるよう、また、感染者への差別や偏見などをなくすよう、子どもたちの発達段階に応じた指導を行っているところです。あわせて、全校集会での校長による講話や保健だより等で感染症に関する理解を深めるよう指導を継続しています。

さらに、児童生徒のみならず、保護者や教職員などに対し、感染症に対する差別や偏見、誹謗中傷等を行わないよう、文部科学大臣からのメッセージがあり、各家庭に配布をしたところです。

そのほか、児童生徒に対する心のケアについては、学級担任や養護教諭が中心となり、これまで以上にきめ細かく児童生徒を見守り、一人一人の状況を把握し、悩みや不安を取り除くよう努めています。さらに、スクールカウンセラーによる教育相談を必要に応じて活用しているところです。

教育委員会としては、今後とも児童生徒や教職員の感染防止を図る取り組みを継続するとともに、差別や偏見、いじめのない環境で児童生徒が安心して教育活動に取り組むことができるよう努めてまいります。

○議長(佐藤晴観議員) 7番議員の再質問を許します。

(「はい」の声)

7番穂積議員。

○7番(穂積 力議員) はい。それでは再質させていただきます。実は、この移住定住の総務文教常任委員会所管事務調査で、私が報告書を、勉強の状況をレポートとして提出しろという

ことで委員長に言われて、さらに調べた経緯の中で、今までと違った課長や室長の説明に耳を傾けて聞いたからという訳なんですけども、本当に今まででしたら、町民の人口が多少減ったってなんとでも生きていけるっていう、高を括ってた訳でないんですけど、仕方ないな、これどっちみち人口は減っていくんだしなと、これは美瑛だけのことじゃないなっていう考えでいたのは事実なんですけども。今回新たに推進課の設置なんていう新たな、今までもやってた訳なんですけど新たに位置付けて取り組み出して、私そのレポートを書こうとした時、移住ってどんな漢字書くんだったかなってスマホのマイク押して「移住」って言ったら、美瑛のやつがばらばらっと出てきてびっくりして暫く、あれ全部見たら大分時間かかったんですけど、すごい宣伝をしてるんだなということを所管事務調査の中ではそういう話をあんまり聞いてなかったんですけど、素晴らしく活動しているんだなっていうことに、いたく胸を打たれまして、これは一生懸命できることはないか、それで、とりあえず移住定住の作戦を成功させるためには、とにかく予算が必要だと、町長、室だけつくって予算をケチるようなことをしたのではだめだということを一般質問で言おうということで、今回取り組むような状況になったんですけど。やればやるほど、なるほどと、そういう難しいことはよく分からないんですけども、本当に一生懸命、以前もね一生懸命やってるの私知ってるんですよ、東京のビルの上で、役場職員が汗だくになって昼飯も食わないで説明してね、美瑛は良い所だ、一度見に来るだけでもおいで、ぐらいの話で売り込んでたのを私も知ってる、大分前のことですけどね。そういうことで現在に至るんですけど、どうぞ、今回のこの取り組みがね、今まで同じ意気込みで頑張っていけば、必ず出来高が出ると私は信じてますし、また出るように、微力ながらもやっていきたいなという風に考えている訳です。その中で、その中でね、具体的なことどうのこうのなんていう私そんなあれもないんですけど、ただ、予算をつけるのと合わせて、何て言うんですか、もちろん結婚相談員って言ったらちょっとアグリパートナーの相談員もいるじゃないか、社会福祉協議会の方にもいるじゃないかということで、そういう相談員とも連絡取り合いながら頑張ってるよって言って、はい分かりましたって言ってしまったら、私の発言がなくなるんですけど。あえて言えばですね、もう3人いたって良いじゃないですか、アグリパートナーはパートナーで出来高も出してるし、かなりの年月も昔から長年、何十年もやっている、実績もある、そういう中です。そしてさらにね、もちろん連絡は取り合って、こっちの方は、新しく入ってくる人ばかりのためなんていうことではないと思うんですよ。町長も今後の計画の中で、住むところ大事だよ、仕事大事だよ、そしてその後、やっぱり美瑛に住んで良かったよって思えるような大事な要件があるぞっていうけど、例えば、結婚するんだったら家がもう既にあるだろうし仕事もしてる人もいる、美瑛はまだまだ農家の花嫁が少ないだけじゃなくて、色んな面で独身者が多いんですよ。昔みたいに世話好きな物好きな仲人みたいな人がいないので、今時代が時代だから、そういうことをすること自体怪しまれるっていう寂しい時代に入

ってますけど、今亡くなった松岡さんの冒頭、町長もお話ししてましたけど、あの人も数多くの仲人を引き受けて縁組をして私たちにも自慢ではないんですけど、そういう物好きが昔はいただけど、そんなことも出来ないしってということでアグリパートナーの力入れてたというのは私も知るところです。そういった中で今回は、あんまりそんな難しいことでなくて、例えば、イベント大臣なんていう日本でもね、国を見たらイベントするための大臣までいるんですから。例えばですよ町長、ふざけだと思われたら嫌なんですけど、私はテレビっ子だからテレビよく見てるんです。佐藤B作がテレビで1年に1回か2回、地域に行って集団見合い楽しく、そういうのを取り組んでるんですよ。例えばそういうことをするために担当者1人置くぐらいのことでね、例えばですよ、そういったその今までと別な結婚相談員って言ってしまったら身も蓋もないんですけど、要するに余裕のあるスタッフを置くと。一番効率良いのはね、やはり美瑛にお嫁に来る、または男の人だって同じです、そういったことで来ると、そういうことになると人口が増える、著しく出来高が上がる、そういう考え方自体間違いないんですけど、もっとやわらかく言うと、既に美瑛に今いる人自体が美瑛は良いなど、移住定住の人だけに動くんじゃないし、よく話すれば求人もそうですよね、今1階で求人もやってるけど、例えば、話ちょっと飛んであれなんですけど関連してるんですよ、新聞折り込みでアルバイト募集、もうずっと雇用しても良いよとかっていう新聞折り込みがあるんですよ。安定所には届いてないやつも中にはあるんですよ。いずれ届けるのかもしれませんが。そういったことはみんながみんな新聞とっている訳でないから、役場の1階で新聞折り込みの募集の欄ってというのは取りまとめるとかっていうとまた大変な仕事だと思うんだよね、でも、そういうこともやってほしい。これは移住定住する人たちのためだけでなく、美瑛に住んでる人のためにもなるっていうことにつながると思うんですよ。そしたら一つのことです今住んでいる町民も潤うし、新しく来る人も潤える、そういったこともどうか、今すぐやるよって言ってほしいっていうんじゃないで、そういった考えも意味も含めて今後、頭の隅に置くぐらいで良いかと思うんですけど、是非やってほしい、頭の隅に置いて欲しいってというのが、私の再質の考えです。その例えばこれはもう長期的に気の長くなるようなことなんですけど、私は、役場職員がやる気をなくさないために、やはりやることを少しでも早めに手を打っての方が良いのではないかと思うんですけど、誤解しないでね、課長や室長に一言も言われている訳でないんですけど、これは私の考えですので、どうかあの、即刻判断ではじゃなくて、こういう考えで今回質問したぞと、そういうことで答弁をお願いします。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) まず、穂積議員さんには、移住定住に係る施策の施行に当たりまして、大変高いご評価いただきましてありがとうございます。また、係わっている職員をお褒めいた

だきまして、非常に励みになると思います。より一層努めてまいりたいと考えております。さて、移住定住施策でございますけれども、人口は町のやはり一番の大きな基盤の一つでありますし、町そのものの力の源泉でもあります。国全体が減っていく中ではございますけれども、それでも人口維持、増加していくというこの姿勢は失ってはいけないと思っております。重要な施策として今後も取り組んでいく姿勢でございます。

1点目の結婚の関係でございますけれども、私も昨年、移住相談等の相談会場に行って実際に相談を受けてまいりましたけれども、実際に移住希望者の方はご夫婦の方が多いのかなという印象を受けております。既にご夫婦で移住してくるという感じを受けておまして、その中で、この結婚の相談のニーズがどのくらいあるのかなというのは、今ちょっと思いながら聞かせていただきました。一方で今、アグリパートナー、社協の結婚相談員さんは非常に活発な活動を進めていただいておりますし、町内のその結婚に係わる情報も広く集まってきたと思いますので、まずはこの先輩、先駆者の相談員さんのお力を得ながら、情報交換をしながら進めさせていただきたいなと思います。ただ今後、移住者、ぜひ増えていただきたいと願っておりますけれども、多く移住して来られた方々が、やっぱり自分たち結婚したいんだよと、その部分について相談乗ってくれという話が多く出てくるようであれば、またその時点で改めて対策について考えたいと思います。ご指摘いただきましたように、もしくは常勤ではなくて何かのイベントごとですとか、そのタイミングだけでもとかっていう、様々な形態はあろうかと思えます。柔軟な対応を行っていきなという風に考えております。

また、就業につきましては、こちらは本当にも議員おっしゃる通りでして移住の一番のネックでもあり、一番のポイントでもあるんですけれども、美瑛で働く場があるのかどうかというところでございます。そのマッチングはまだ今までは不完全であるという風に私も認識しております。どのようなシステムを作れば上手くマッチングできるのか、ハローワークの情報をそのまま家で簡単に見ることができるのか、あるいは、人材派遣のような形の組織ある種、派遣の組織みたいなものを作っていった方がより良いのか等内部でも検討を進めているところでございます。何より相談が一番多いのはやはり働く場があるかどうかということは認識しておりますので、ご指摘いただきました通り、一日も早くより分かりやすいマッチングの仕組みというのを作ってまいりたいと考えております。いずれもご指摘いただきました通りで、結婚相談も就業につきましても、移住者だけじゃないんだよっていう、そのご指摘、本当にこの部分が厚くなれば、町民全体の方へのサービスの向上にもつながっていく訳でございますので、そういう視点も忘れずに取り組んでまいります。予算化につきましても、選択と集中をもって、効率的な財源配分を図ってまいりたいと思います。せっかくご指導いただきましたので、厚く予算をつけて取り組んでまいりたいなという風に考えております。ありがとうございます。

(「はい」の声)



○議長（佐藤晴観議員） 7番穂積議員。

○7番（穂積 力議員） はい、とても安心できる答弁が返ってきたので次に移ります。次に、コロナの関係で本当に私が9月2日に新聞を見たら、今朝見たらまたさらに世界的にもかなりの人数が増える。私が今回質問したのは、コロナはもちろん恐ろしいことですが、もっと恐ろしいのは人ですよね、人の気持ち、やはりそれを事前にくどいぐらい、もちろん教育長も、町長はもとより、教育長も一生懸命やってるっていうのは私もよく理解している訳です。テレビで繰り返し、手を洗いましょうなんて言って何回も同じことやってるなど思ったんですけど、気が付いたら自分が手洗う時に、やっぱり無意識の内にまていに洗うようになってるので自分もびっくりした訳なんですけど、要するに、コロナはどうしようもないったらどうしようもないんだけど、かかった人が悪い訳でないんだから、そこら辺、本当に、もっと簡単に言うよね、コロナで今年半ぐらいの間に1,500人ぐらい亡くなってるんだよね、風邪で亡くなる人は年間300人ぐらい、大体風邪と同じぐらいの率で亡くなっている、それで自殺してる人はどう低く見ても2万7,000人自殺して死んでるっていうことを聞いた訳なんですけど、やはりその、いじめられたら、生きていく術もなくなるような状況になる前に、やはり、本当に、コロナいじめ、偏見をなくすっていうことが、強くいっぱい耳たこになるぐらい話しても良いんじゃないかなって、そういう風に強く感じてます。私の、人のこと言ったら差し支えるので、うちの娘が医療看護師やってるんですけど、子どもがいます。子ども、学校でコロナの子って言われて、ちょっと大変だったんですけど、今はそういうことがなくなったっていうことを聞いてます。どうぞ色々な面で私は美瑛だけでも良いから、学校でコロナにかかった人がたとえ治ってもね、その学校に行けないようなことにならないような、この機会に、機会あるごとにやはり、何ていうんですか、私うまく言えないんですけど、そういう環境が必要だと、はっきり言って私は大人の方がむしろ聞き分けないと思います。逆に大人の方が悪いかもしれない、ただ子どものために子どものいじめだなんて言ってるけど大人だって結構いじめがありますからね。そういうことを子どもに言ってるようなことを一生懸命やっていると大人にも嫌でも、自分のことだなんていう風に少なくとも美瑛だけはそういった方向になるような、それが素晴らしい美瑛町ということにつながるようにしてほしいというのが強い願いです。

教育長は聞いてると思うけど、コロナにかかった子どもは転校せざるを得ないっていう話も私の方に入ってきてます。そんなことを考えた時にね、ある米屋さんのね、あまり言ったら訂正されたら困るから、商売やっているお店のコロナに親父がかかっちゃったよっていったらみんな買いに行かないし、治ってきても買いに行かなかったら店潰れてしまうようなことにならないような、そんな美瑛町にやはり、町長を先頭に、学校の先頭にある教育長に、今いてからでは遅いけど、この今いないこの時期にやってほしいなど、長くなったら困るのでもうやめますけど、先に言っとけば人間っていうのはすごく変わります。その一言だけ言ってやめるから

ね、いつまで喋るんだって言われそうですけど、5分で終わる予定だったんですけど。

私ね19年の選挙の時に、選挙っていうのは5日間あります。それで日曜日に投票で選挙活動はできないんですよ。土曜日8時に選挙活動が終わって、そして私の運動員はみんな自分のことのように一生懸命頑張って、皆さんに手を振られて、ものすごい気持ち良く、どう考えてもこれはトップ当選するなというぐらいの評判が良かったんです。みんな知らんから、ほら吹いてるかもしれませんけど。私はね、その時に、すごく状況を見てね、これは厳しい状況だっているのは私は分かったんですけど、みんながご飯食べて、8時半ご飯食べて終わって、そして落ちついてから私が、選挙の前日ですよ、選挙っていうのはね、ものすごい遊説して歩いても評判は良いよと、だけでも俺に票入れるって言った人が何人いる、町議になるのは良いよと、お前に入れるなんて誰も言ってないんだって、だから明日開票の結果を見て、どんな結果が出ようと人間不信にならないようにっていう、私が偉そうに説教したさ、これでみんな私の話聞いて、一生懸命張り切ってやってた運動員はね、泣き出すぐらい、私強力にそれを言ったんです。話急ぐよ、そういう話をしたことによって結果はどうかっていったら、過去400の最高得票上げたけど、最下位同数で落選しましたよね。その時にね、みんな、私が先にそのことを言ってたから思った以上に衝撃が少なくね、今度こそ頑張ろうねっていうことで声が出てきたんですね。私は今くどく言ってるけど、一番大事なものは、その時にそういう話をしてなかったら、落選してからなんぼ言ったって聞く耳持ってくれないけれど、私が調子良い時にみんなにそのことを言っていたおかげで、次の選挙の時には黙ってても人が寄ってきてくれて力いっぱい動いてくれと、そういうことをそれが全てではないんですけどね。やはり人間の命を左右するぐらいの、いじめてる人はそう思わないんですけど、そういう状況下に置かれることが、ただ、あります。そういうことが絶対起きてはならない、それをどうぞ、美瑛町としては頑張っただけほしいってことを訴えたいです。簡単で良いですから、お願いします。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) いわゆるコロナ差別、あってはならないというお話であろうと思っております。今回のコロナ禍の中では、様々な問題が起きております。地方への流れができるというような良い面もありますけれども、また、今ご指摘、ご質問の通りのコロナへの偏見・差別といったものも起きておりますし、根は同じだと思いますけれども、何か権利よりも義務を押しつけるような、同調圧力の強さとか、異論を認めない不寛容さですとか、そういうような住民同士が監視し合うとか、そのような側面というのも今回強く表れたなっていうのは、個人的には思っております。非常に憂慮すべき風潮だなという風な思いを持っております。やはり人権というものの重みというのをもっともっと認識していく、また行政としてはその人権の教育とか啓発活動に力を入れていかないと、どうも日本という社会は一つの方向にすぐ流れてしま

うというところは変わらずあるのかなという思いを持っております。先ほど答弁させていただきましたけれども、正しい情報を、科学的な正しい情報をまずお伝えするというのがこのコロナに関しましては大切なことだろうと思っておりますので、様々な手段を講じまして、科学的な正しい情報をまずお伝えする、そして、もし被害があった場合は様々な、文科省も通知も出してますし、相談窓口もいろいろ広報しております。様々な相談窓口が各所ございますので、そこを分かりやすい紹介に努めていきたいと思っております。ただ、根本としては、人権に対する取り組みというのは今後行政として、ますます求められているのかなという思いを強くしてございます。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 千葉教育長。

○教育長(千葉茂美君) 穂積議員から色々お話をいただいたところです。どうしても今回のコロナウイルスということになると、まだ内容が分からない中でやはり不安もあったり、その中で、例えば熱があるだけで差別したりということがあるかもしれないです。そんなことで、逆に病気を拡散してしまうようなこともあるかもしれないです。今の学校の状況を少しだけお話しさせていただきますと、引き続き、学校に来る時にはそれぞれ家で体温を計ってもらってつけてもらってということ、それから学校に入る場合はマスクをして、そして消毒をしながらということで、授業中も子どもたちはマスクをしながら、前を向いて授業を受けているという、少しかわいそうな状況の中での学校生活を送っているところですし、やはり1クラスの人数の多いクラスは大きな部屋に移動しての授業をまだしているところなんです。そんな状況の中で給食も前を見ながらということで、それぞれ先生方、子どもたちの感染予防のために工夫しながら取り組みを進めているところです。今の授業の中では特にこの話し合い活動ということで小集団で話し合う場面が多くなってきてるんですが、それもなかなか難しい状況の中で工夫しながら授業を進めているところです。そんな中でやはり今回のコロナウイルス感染症、新型ということで、色んな時間を使いながらこの感染症のことについて先生から色んな時間を使ってお話をしながら指導をしているということです。感染症対策理解したりその科学的根拠についての説明も発達段階に応じながら、それぞれしているところですが、中々うまく話されているかどうか別にしまして、そんな取り組みを先ほど穂積議員が言われた通り、日頃からということで、今ありがたいことに美瑛町ではまだ感染がないようですので、こういうない時だからこそ、この新型コロナウイルス感染症のお話をしながら、正しい理解を子どもたちにさせていただいているところです。また、感染症対策を取りながら教育活動してるということで、やはり大変な時期ですけども、その中でも色んな行事等もしながら、工夫しながら制約ある中でしながら進めているところです。いろいろ先ほど答弁申し上げましたように、いろいろ困ったことがあったり不安に感じたり、やはり担任の先生なり養護の先生なり相談する。また、それを先生方が

日頃の学習相談の中で察知するようなことをしながら進めているところです。いずれにしましても、いつまで学校もこのような状態続くか分かりませんが、この中でも子どもたち一生懸命頑張っております。以上です。

○議長（佐藤晴観議員） 7番議員の質問を終わります。

次に3番増山和則議員。

（「はい」の声）

3番増山議員。

（3番 増山 和則議員 登壇）

○3番（増山和則議員） 3番、増山和則、質問方式、時間制限方式、質問事項、新型コロナ「第三波」に備えたPCR検査の実施を。現在、都市圏を中心に、新型コロナウイルスの感染が急速に拡大し、道内でもこれまでに複数のクラスターが発生するなどして多数の尊い命が失われ、経済的損失も甚大な中、「第三波」の本格的な拡大が懸念されています。「第三波」を防ぐための検査・医療体制の抜本的強化が求められ、特にPCR検査を実施すべきと考えます。検査対象を保険適用される発症者と濃厚接触者に限定せず、防疫の観点から感染の可能性の高い人に公費での行政検査を、次の2点により幅広く行うことが必要だと考えます。

（1）医療、介護、障害福祉施設の従事者、保育士や学校の教職員を対象にした検査を、発症者の有無に関わらず随時実施すること。

（2）その他感染の可能性を心配する町民に対し、症状の有無に関わらず検査対象に含めて町民が身近にPCR検査を受けられる体制を整えること。

感染拡大を未然に防ぎ、安心して仕事や生活ができるよう、行政検査の弾力的運用が不可欠だと考えますが、町長の考えを伺います。質問の相手、町長です。

○議長（佐藤晴観議員） 3番議員の質問の答弁を求めます。

（「はい」の声）

角和町長。

（町長 角和 浩幸君 登壇）

○町長（角和浩幸君） 3番増山和則議員のご質問、新型コロナ「第三波」に備えたPCR検査の実施を、にご答弁させていただきます。新型コロナウイルス感染症の近郊における発生状況についてですが、9月13日現在の直近においては、9月11日に近隣自治体での発生があるものの、クラスターは発生しておらず、現段階で感染拡大は抑制された状況であり、濃厚接触者など感染リスクの高い方への適切な行政検査や対策が行われていると判断しています。

国の方針においても、これからの感染拡大に備える必要性は重要とされ、8月28日に開かれた国の第42回新型コロナウイルス感染症対策本部の中で「新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組」が発表されました。その中で「検査体制の抜本的な拡充」として、季節性イ

ンフルエンザ流行期を踏まえた検査需要に対応するため、都道府県に対して新たな検査体制整備計画を策定するよう要請しています。具体的には、地域の医療機関で簡易・迅速に行えるよう抗原簡易キットによる検査を1日平均20万件程度に拡充すること、PCR検査や抗原定量検査の機器整備等の体制を確保することなどが挙げられています。

また、感染者が多数発生している地域やクラスターが発生している地域においては、医療機関、高齢者施設等に勤務する者、入院・入所者全員や地域の関係者にも幅広く検査することなど、積極的な検査の実施を要請しています。さらに市町村において、重症化や感染拡大を防止するために、高齢者や基礎疾患を有する者について、本人の希望により検査を行う場合に国が支援する仕組みを設けることや、本人等の希望により全額自己負担で実施できる検査ニーズに対応できる環境整備などが決定されたところです。

町立病院におきましては、発熱等により新型コロナウイルス感染症の疑いのある患者さんに対し、独自の抗原定量検査を8月から実施しています。これは、PCR検査とともに確定診断として用いることのできる検査であり、町民の皆さまが健康で安全、安心に過ごせるよう診療検査体制の充実に努めているところです。今後策定される北海道の検査体制整備計画の方針が定まりましたら、医療機関等の更なる検査体制や費用助成等についても検討し、国、北海道とも連携しながら、町内における感染症拡大の未然防止やこころの不安の軽減が図れるよう取り組んでまいります。以上でございます。

○議長（佐藤晴観議員） 3番議員の再質問を許します。

（「はい」の声）

3番増山議員。

○3番（増山和則議員） 今ですね、町長の方から答弁をいただきましたけれども、その中で一つ目の質問をしたいと思うんですが、町立病院で抗原定量検査を8月から実施しているという答弁がありましたが、抗原定量検査とは、どのような検査なのか伺います。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 角和町長。

○町長（角和浩幸君） 新型コロナウイルスをその時、体内にあるのかどうか、その時点で感染しているのかどうかについての検査であります。PCR検査とは検査する内容、遺伝子そのものなのかそこが持っているたんぱく質なのかと違ってという違いはあるようでございますけれども、その時点で感染しているかどうかの陽性陰性が分かる検査であると認識しております。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 3番増山議員。

○3番（増山和則議員） もう少し詳しいことをお聞きたいんですけども、そうすると抗原定量検査というのは、PCR検査と基本的には同様のものというような理解で良いのか、また無

症状の方に対してもですね、検査結果を出せるのかどうか、また、美瑛町で行われるということで検査のですね結果など、どのぐらいの所要時間がかかるなど、もし分かれば教えていただきたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) ウイルスに感染してるかどうか、その検査の時点でそれが判明できるという意味ではPCR検査と同じ内容の検査だと認識しております。ただ、例えば陽性の、陰性もですけども、判定が出た時のその正確性というのが若干PCRより劣るという風にも聞いてございます。現在は町立病院では、先ほども答弁申しましたけれども、発熱等の何らかの症状があり、そしてドクターが診察した上で、新型コロナウイルスの疑いがあると思われる患者さんに対して実施をしているところであります。検査から検査結果が出るまでは30分程度出る点では、PCRが1日位かかるので大幅に短時間で測定できるという検査内容になっております。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 3番増山議員。

○3番(増山和則議員) 分かりました。それで次ですね、質問に移りたいと思いますが、コロナの問題ではですね、やはり介護施設でも大変厳しい状況になっているのではないかと、いわゆる不安がですね、募っているということが私のところにもですね、声が寄せられています。3点ほどですね、その声をですね紹介したいと思うんですが、1点目は、自分がですね、入所者を新型コロナに感染させるのではないかと不安をですね、いつも持ちながら働いていると。それから2点目には、家庭に帰っても、家族に感染させるのではないかと思うと子どもを抱きしめることができない時があるという女性の方も言っていました。3点目には、PCR検査などをしてくれると不安がやっぱり解消されると、そういう点ではぜひですね、本来国がやるべきものなんでしょうけれども、町でもですね、ぜひ取り組んでほしいという声が私のところに届いています。また、入所者が近隣の病院に入院して、その病院で感染者が発生しているケースも先月起きています。医療、介護、福祉などに働く皆さんは、感染のリスクがあっても休むことができません。感染の不安を持ちながら、大変な苦労をされながら日々働いていると思います。これらの皆さんのですね、気持ちに寄り添う施策がですね、今、大切だと思えます。改めてですね、町長の考えをですね、伺いたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) はい、この大変な状況の中で日夜、働いていらっしゃる医療機関、介護福祉施設等での従事者の皆さん方には本当に心から敬意を表する次第でございます。また、

その方々が安心して働ける環境を守っていくということも行政の大事な務めだろうなという風に感じているところでございます。端的に申しまして、ぜひそうしていきたい、希望者に検査を、これPCRか抗原定量検査か両方でございますけれども、何らかの検査を受けていただきたいという思いはあるんでございますけれども、なかなか現実の対応として出来にくいという面がございまして現時点症状のある方に限り、保険診療の中で抗原定量検査については行っているところでございます。例えばPCRということでしたら、町立病院のPCR機器もございませんので、今後検査機器の導入をしなければならない。それは予算とお金のお話で済むかもしれませんが、導入した後にその検査の試薬がですね、もしかしたら、十分に回ってこない恐れがある、可能性があるという指摘を受けております。国内でPCR検査は拡大しておりますので、その中で試薬はどのぐらい回ってくるのか、不確定の状況の中で高価なPCR検査機の導入というのは、今導入にはためらわれるところでございます。一方で、既に機器的にできます抗原定量検査でございますけれども、こちらの方も検体を採ってそれを検査に回す訳でございますけれども、その時に検体を採る、看護師さんの手配、それと、その時に防護服、マスク等を着用してお一人ずつ検体を取る訳なんですけれども、基本的には防護関係の衣類は使い捨てでございますので、お一人お一人採って、そのまま、また使い捨てでという形になっていきますと、単純に在庫の面で非常に厳しい。現在、町立病院で持っております在庫でございますけれども、今の体制でいっても、2・3カ月分しかございません。それを補充しながら回している状況ですけれども、一気に対象者を拡大した場合に対応ができなくなる恐れがあるという点、また、一般診療しておりますので、その診療時間に検査の方が入られると人的にも時間的にも、そちらに取られてしまって一般診療への影響が懸念されるなど、検討しているんですけれども、様々なその辺の要因を考えた時に、やってはいきたいんですけれども、なかなか現状の体制、制度の中では難しいという判断を今のところはさせていただいております。そういう意味でも国、道との連携を深めてご支援いただきながら検査できる体制が組める越したことはございませんので、そういう体制の実現に向けて、国・道とも協議をしてまいりたいと考えております。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 3番増山議員。

○3番(増山和則議員) 最後の質問になるんですけれども、今改めて町長ですね、答弁を聞きながらですね思ったんですけれども、公衆衛生学ですね、澁谷健司教授という方がいらっしゃるんですけれども、いわゆるコロナの感染制御対策の鍵はですね、PCRの検査の拡大によるですね、無症状感染者の発見と保護にあるんだということを言ってるんですね。ですから症状が出てる方だけじゃなくて、いわゆる無症状の感染者の方がそこに存在していると、その方ですね発見と保護がですね、今大事なんだということを言っています。私もその先生ですね、

考え方にですね、大いに賛同できるんです。それは美瑛の介護の方々もそうなんですよね、そういう立場の方をやっぱりこれからも、今の町が考えてる国と道と、それぞれ町とですね、一緒になって考えていることを改めてですね、ぜひ生かしていただきたいという風に思います。それで改めてですね、検査対象をですね、保険適用される発症者とですね濃厚接触者にですね限定せず、やはり防疫の観点からですね、感染のですね可能性の高い人にですね、やはり町独自の行政の検査をね、幅広くですね行うことをですね、強く求めていきたいとします。再度ですね、町長にお伺いしたいとします。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) はい、重ねての答弁になってしまいますけれども、やりたいけどできない、体制が整いきらないというのが正直なところでございます。ただ、一方でPCRにしましても抗原定量検査にしましても、その時点で感染してるかどうかの判断ができるというものでございまして、例えば、今日陰性であったけれども、しかし明日感染してるかどうかはまた分からないということでありまして、本当に安心を求めるのであれば毎朝、毎日検査をしないと、その時点の陰性陽性っていうのは分からないことになってしまいます。そこまでを追いかけて検査をするのか、あるいは、症状のある方で怪しいと思われる方の検査をし、診療に当たって適正な対応をとって行く方が良いのか、その辺りのところは考え方も分かれるかなという風に思っております。美瑛町立病院ではなかなか全検検査というのは難しい状況でございますけれども、旭川市立病院は週4回各1時間の限定で自由診療でPCR検査を行っているという報告も目にしたところでございます。この大きな病院でも1日6名ですとか、1時間限定の完全予約というような、そういうような体制で行っておりますので、いかにこの検査検体を採り、調べるということが労力といいますか、それだけの人と時間を使うということとはご理解いただきたいなど、美瑛町立病院では中々、先ほど申した人的、物的な条件から、今すぐには出来ない状況にあることをご理解いただきたいとします。ただ、ただ今は美瑛町立病院では抗原定量検査は症状出た方に対して行っておりますけれども、今後、第三波なのか第四波なのか、町内でも感染が拡大したり、明らかに状況が変化した時には、それに応じて、柔軟に対応し、検査して陰性陽性判明させるのが感染拡大にとって効果があるということでありましたら、体制を整えてまいりたいと考えております。また、国・道に対しましても、重ねて今後とも働きかけていきたいと考えております。

○議長(佐藤晴観議員) 休憩します。

休憩宣告(午後 3時40分)

再開宣告(午後 3時40分)



○議長（佐藤晴観議員） 再開します。

（「はい」の声）

増山議員。

○3番（増山和則議員） 今回の町長からのですね、やっぱり住民のですね、町民の方のやっぱり気持ちに寄り添うという点での発言もですね、趣旨としてはそういう立場でこれから頑張っていたらという風に私は今受けとめましたので、まとめてですね、町の皆さんも大変だとは思いますが、これは本当に町民みんなでやっぱり取り組みをですね、やはり背負って、やっぱり新しい社会をつくっていくということが大切だと思いますので、やはりその辺をですね、十分共有しながら、お互いに頑張っていきたいという風なことを思い、私の質問を終わらせてもらいます。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 角和町長。

○町長（角和浩幸君） 今回、町民の皆さま、また介護現場で働いている方の切実なお声を届けていただきまして感謝を申し上げます。このような方々の思いに寄り添えるような行政でありたいという風に考えてございます。国・道というお話もしましたが、町立病院院長先生、各ドクター、看護師さんはじめ、町と協議を重ねまして、このような思いのある町民の方に向き合っていけば良いのか、話し合いをさらに深めさせていただきたいと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（佐藤晴観議員） 3番議員の質問を終わります。

これで通告のありました質問は全て終了しました。これをもって一般質問を終わります。

---

散会宣告

---

○議長（佐藤晴観議員） 以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。

---

散会挨拶

---

○議長（佐藤晴観議員） はい、お疲れさまでした、っていうのと、お疲れさまでした、っていう違い、これは話す側の違いであったり、あとは場所によって山本議員ここから遠いんですけど、場所によっての聞こえ方の違い、管理課長は近いから、マイク別として、色んなそういう聞こえ方の違いとかその話す側、聞く側の違いで色々捉え方って違うのかな、なんていう風にも思っていたところなんですけど、僕は前にも言った通り、皆さん議会議員の言いたいことを何とか伝えて実現して、伝えられるように実現したいという風には思っているというかそれが僕の

仕事だという風に思っているところなんですけど、ここはあくまで美瑛町の最高位の議決機関でございますので、その場での言った言わない議論的なことは相応しくないのかなという風に感じているところです。これは皆さんこの議会全体がそういう認識をしっかりと持っていかなきゃいけないなと思いますし、今日朝から青田議員そして保田議員にも、最後ちょっと増山議員にも言わせてもらいましたが、それを他人事、言われた本人だけじゃなくて他人事と捉えずですね、皆さんがしっかりともう一度再認識していかなければ、この議会の底上げというものに繋がっていかないのではないかと強く思っているのもちょっと小言みたくなってしまうんですが、明日、定例会2日目です。明日は今日以上にですね、内容がすごくボリュームある中身となっておりますので、皆さんとまた良き議論ができればと思っておりますので、よろしくお願いいたします。今日は1日お疲れさまでした。

午後3時44分 散会

上記のとおり相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和2年11月10日

美瑛町議会 議長 佐藤 晴 観

議員 八木 幹 男

議員 保田 仁